

文教委員會議錄 第九号

昭和三十三年三月十二日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 山下 榮二君

理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君

理事 山中 貞則君 理事 河野 正君

理事 佐藤 次郎君

簡牛 九夫君 杉浦 武雄君

渡海 元三郎君 永山 忠則君

灘尾 弘吉君 並木 芳雄君

牧野 良三君 池田 神治君

木下 哲君 小牧 次生君

高津 正道君 野原 覺君

出席國務大臣

文部大臣 松永 東君

出席政府委員

文部事務官(初等中等教育局長) 内藤 馨三郎君

文部事務官(大學學術局長) 緒方 信一君

厚生事務官(引揚援護局長) 河野 鎮雄君

委員外の出席者 専門員 石井 勘君

三月十一日

委員野原覺君辭任につき、その補欠として上林與市郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員千葉三郎君、上林與市郎君及び鈴木義男君辭任につき、その補欠として永山忠則君、野原覺君及び池田神治君が議長の指名で委員に選任された。

同日 永山忠則君辭任につき、その補欠として千葉三郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月八日

学校教育法の一部を改正する法律案(小牧次生君外二名提出、衆法第六号)

同月十日

無試験検定旧制実業学校教員免許状所有者を新制大学卒に認定の請願(世耕弘一君紹介)(第一六二二号)

同月十一日

へき地教育振興法の一部改正に関する請願(愛知揆一君紹介)(第一七三三号)

同(淡谷修蔵君紹介)(第一七三四号)

同(伊藤郷一君紹介)(第一七三五号)

同(稻葉修君紹介)(第一七三六号)

同(池田清志君紹介)(第一七三七号)

同(今村等君紹介)(第一七三八号)

同(大橋忠一君紹介)(第一七三九号)

同(奥村又十郎君紹介)(第一七四〇号)

同(大石武一君紹介)(第一七四一号)

同(小澤佐重喜君紹介)(第一七四二号)

同(加賀田進君紹介)(第一七四三号)

同(勝間田浩一君紹介)(第一七四四号)

同(加藤清二君紹介)(第一七四五号)

同(菊地養之輔君紹介)(第一七四六号)

同(井岡大治君紹介)(第一七四七号)

同(松原喜之次君紹介)(第一七四八号)

同(久野忠治君紹介)(第一七四九号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一七五〇号)

同(佐々木更三君紹介)(第一七五二五号)

同(藤原雄次君紹介)(第一七五三三号)

同(下平正一君紹介)(第一七五四号)

同(志賀健次郎君紹介)(第一七五五号)

同(田村元君紹介)(第一七五六号)

同(田中織之進君紹介)(第一七五七号)

同(竹谷源太郎君紹介)(第一七五八号)

同(渡邊惣蔵君紹介)(第一七五九号)

同(田口長治郎君紹介)(第一七六〇号)

同(堂森芳夫君紹介)(第一七六一号)

同(永井勝次郎君紹介)(第一七六二号)

同(中居英太郎君紹介)(第一七六三三号)

同(西村彰一君紹介)(第一七六四号)

同(濱地文平君紹介)(第一七六五号)

同(平岡忠次郎君紹介)(第一七六六号)

同(保科善四郎君紹介)(第一七六七号)

同(正木清君紹介)(第一七六八号)

同(村松久義君紹介)(第一七六九号)

同(森三樹二君紹介)(第一七七〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一七七一号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第一七七二二号)

同(苗ヶ久保重光君紹介)(第一七八三六号)

同(五十嵐吉蔵君紹介)(第一八三七七号)

同(稻村隆一君紹介)(第一八三八八号)

同(石橋政嗣君紹介)(第一八三九〇号)

同(大平正芳君紹介)(第一八四〇号)

同(川村藤義君紹介)(第一八四二二号)

同(加藤常太郎君紹介)(第一八四三三号)

同(川村善八郎君紹介)(第一八四四三三号)

同(簡牛九夫君紹介)(第一八四四四号)

同(木原津與志君紹介)(第一八四五五号)

同(小林鈴君紹介)(第一八四六六号)

同(小林郁君外二名紹介)(第一八四七七号)

同(佐竹新市君紹介)(第一八四八八号)

同(椎熊三郎君紹介)(第一八四九号)

同(床次徳二君紹介)(第一八五〇号)

同(中垣國男君紹介)(第一八五一号)

同(西村力弥君紹介)(第一八五二二号)

同(長谷川四郎君紹介)(第一八五三三三号)

同(藤本捨助君紹介)(第一八五四四号)

同(松浦周太郎君紹介)(第一八五五五号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一八五六六号)

本日の會議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案(小牧次生君外二名提出、衆法第六号)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

教職員の勤務評定等に関する件

○山下委員長 これより會議を開きます。

まず学校教育法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者よりその提案理由の趣旨説明を聴取いたします。小牧次生君。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項ただし書を刪る。

第五十條第二項中「教諭」の下に「養護教諭」を加え、同条第二項中「養護教諭」を刪る。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 小学校、中学校及び高等学校には、特別の事情のあるときは、第二十八條第一項（第四十條において準用する場合を含む。）又は第五十條第一項の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までは、養護教諭は、これを置かないことができる。

第三十三條の二 小学校及び中学校には、特別の事情のあるときは、第二十八條第一項（第四十條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までは、事務職員は、これを置かないことができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

小学校、中学校及び高等学校の教育目的を十分に達成するため、昭和三十六年四月一日以後は、これらの学校に養護教諭を、小学校及び中学校に事務職員を、必ず置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十三年度末まで各年度約十億二千万円の見込である。

○小牧委員 たいだいま議題となりまして、学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げたい。

御承知の通り、学校保健、健康管理の立場から、児童、生徒の健康に対する基礎的意識をつちかうために、学校の中に、養護教諭を置くことはきわめて重要であり、その必要性は疑いを入れないところであります。このことは、法律的にも明らかでありまして、教育基本法第一条に、「教育は心身とも健康な国民の育成を期して行われなければならない」とあり、学校教育法の第十二条にも、「学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康増進を図るため、身体検査を行い、及び適当な衛生施設の施設を設けなければならない」と規定いたしてあります。そして、同法第二十八條におきまして、小学校には養護教諭をおかなければならないとされており、この規定は第四十條におきまして、中学校に準用されております。ところが、附則第三十三條では養護教諭は当分のうちこれを置かないことができるとなっております。せっかく本則で必置のものとしておられるにもかかわらず、この附則によって、置かなくてもよいというところになっておられます。そのため、全国の学校数のうち、小学校三〇・五％、中学校一・七％、高等学校八〇・〇％、ろう学校九六・六％、盲学校五八・六％、平均二六・八％に養護教諭が置かれていないにすぎない現状であります。これを許しに申しますと、養護教諭が最も多く配置されている県は、別紙資料のごさいますように、小学校では佐賀の九四％、東京の八二％、中学校では

佐賀の五三％、高等学校では大阪の一〇〇％でございます。最も少ない県では、小学校で愛知の三％、鳥根の四％、中学校で養護教諭が一人も配置されていない県が、山梨、島根、岡山、徳島の四県で、高等学校でも二県あります。このような実態は、地方公共団体の財政的貧困ということもありませんが、その主たる原因は義務設置になっていない点にあると思っております。従って学校教育法の原則にうたわれておりますように、義務教育の立場からも、養護教諭をせひ置かなければならないのであります。

以上申し上げましたように当分の間、置かなくてもよいとする附則はこれを削除し、もって、学校保健制度の確立をはからなければならぬと考えるのであります。なお、国及び地方公共団体の財政事情及び、これに伴い必要とされる養護教諭の養成に多少の時日を必要とする点を考えあわせると、一挙に整備することは、事実上不可能であらうかと存じますので、本案におきましては、昭和三十三年度から三年計画を定め、これによって年々財政措置、その他の必要な措置をとり、順次、整備を行なっていくなければならぬこととした次第であります。

次に高等学校の養護教諭についてであります。現在高等学校におきましては、養護教諭は必置とされてはおりません。しかし、生徒の養護に当る教諭の必要性は小、中学校と何ら異ならず、現に高等学校の方が養護教諭を置いてある学校の割合が高いことからも、その現われであるということができまのであります。そこで本案におきましては、第五十條の規定を改正し、

高等学校につきましても養護教諭を必ず置かなければならぬものとしたしました。しかし、この場合におきましても、先ほど申し上げましたような事情がございますので、直ちにその完全な実施を求めることは、問題があるかと存じますので、小・中学校の場合と同じように昭和三十六年度から完全な実施を求めることとした、年々整備をはかることとした次第であります。

次に、事務職員に關し、御説明申し上げます。

御承知の通り戦後わが国の教育制度は根本的に改善され、ようやくにしてその基盤が整いつつあります。以前はそれほど問題にされなかつた学校事務も今日では教育の機能を十分に發揮せしめる背後の推進力として不可欠の要素となつて参りました。しかしながら学校事務を担当する職員の置かれていない学校では教師は複雑多岐かつ膨大な学校事務を、児童、生徒の指導という重責を果しつつ、分担処理しなければならぬ状況であり、義務制諸学校の教職員の過重負担は他の社会人の想像に余るものがあります。

専門的な事務陣容を持つ高等学校以上の学校に比べて、小学校中学校は、県教育庁、県出張所、地方教育事務所、地方教育委員会、市町村役場の管理を受けているために事務量は決して少くないのであります。事務を処理する専門的機関がなく、専門的な事務職員が配置されておらず、学校の教師が学校事務まで分担処理することは不可能であります。

現在の義務制諸学校の事務職員の配置の状況は全国の学校数三万四千三百八十五校に対し、八千八百三十五名にすぎません。このことは地方公共団体の財政的貧困ということもありませんが、主たる原因は義務設置になっていない点にあります。かくのごとき状態では、教師の保健、児童教育の建前からも、正常な学校運営は不可能であります。従って、学校教育法の根本精神からも学校の正常な運営を行う上からも、全国の小学校、中学校には事務職員をせひ置かなければならないと思うのであります。

学校教育法第二十八條に「小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」となつておりますが、以上申し上げました理由により、同法第二十八條のただし書を削除して事務職員を義務設置し、学校運営の万全を期したいと考えるのであります。なお国及び地方公共団体の財政事情を考えまして、一挙に配置することとは事実上不可能であらうかと存じますので、本案につきましては国及び地方公共団体はその実施のため昭和三十三年度から三年計画を定め、これによって年々財政措置その他の必要な措置をとり、順次整備を行なっていくなければならぬこととした次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるよう御願ひ申し上げます。

○山下委員長 本案に対する質疑は追って行うことといたします。

○山下委員長 次に国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題となし審

議を進めます。質疑の通告がござい
すからこれを許します。佐藤次郎
君。

○佐藤(観)委員 文部大臣にまずお尋
ねいたしますが、今度国立学校設置法
の一部を改正する法律案の中に、多年
伝説のある大阪外語並びに久留米の工
業大学の関係の学校が新たにできるこ
とになりました。私たちは特に久留米
などは現場を見に行つて参りまして、こ
れら学校が具体的にになったことは非常
に喜ばしいことでありますが、将来こ
ういふような伝統のある学校が、いろ
いろな関係上廃校になったり、ある
いはそのまゝになつていふような学校
がたゞさんありますが、そういうよう
な学校については逐次大学を設置され
ていくような御意図があるのかどう
か。私たちはこういう伝統のある学校
はやはり生かして使いたいという考え
を持つておりますが、この数年來の文
部大臣の声明で、実は新しく学校を作
ろうという方針があつたのを、今度松
永文部大臣のときに初めてこういうよ
うな具体的な問題が出てきましたの
で、今後の御方針を一つ承わりたいと
思います。

〔委員長退席、河野(正)委員長代
理着席〕

○松永国務大臣 佐藤委員の御質問で
ありますが、実は御質問のうちにもあ
りました通り、現在大学がまことに多
過ぎる、しかもその内容を充実すべき
問題が非常に残されておる。しかしな
がら今仰せになりました久留米並びに
大阪等は、私どもが主張しております
る科学技術教育の振興にどうしても必
要性がありますので、それで今度新た
にこういう大学を設けることにいたし

たのであります。いずれ国立学校設置
法の問題で、その趣旨の中で説明する
と思ひますけれども、要するに久留米
の方は、すでにそこに旧来ありました
学校の敷地も校舎も機械もそのままで
ありますので、これを利用いたしまし
て、そうして科学技術教育を振興して
中堅層の技師を作りたい、こういうこ
とであります。久留米にはそういう種
類の学校がありませんので、ちょうど
地域的にも適当な場所だと心得ておる
次第であります。大阪の外国語学校の
問題もやはり同様の趣旨であります。
これは大阪の土地柄外国貿易等に從事
してゐる青年がたゞさんおられますの
で、この人々に夜間を利用してそうし
た教育を施したいという趣旨でありま
す。従つてこれからこういう大学を新
設いたしますについては、相当研究を
要すると思ひますけれども、右申し上げ
るようには必要性がありますので、そ
れでそうした提案をいたしたような次
第でございます。

なお御指摘になりました、そうした
大学がいろいろ全国にありますので、こ
うした問題も研究してなるべく活用
させたいというふうに出ておる次第
でございます。

○佐藤(観)委員 もう一点大臣にお尋
ねしたいと思ひますが、科学教育の普
及が非常に問題になりまして、今度政
府もいろいろそういうふうな方針を立
てておられますが、実は設備や教授の
関係でそう簡単にはできない面があり
ます。そこで私が大臣にお尋ねしたい
のは、実は私学の方で理工学部とかあ
るいは医学部というふうな問題がある
わけでございます。私立大学の医学部
の方針などをいろいろ聞いてみます

と、戦前には百二十人くらいとつて
おつた大学が現在では定員数がありま
して、四十人、六十人あるいは八十人
というふうな非常にわずかの生徒を募集
しておるわけでございます。御承知の
ように昔は大学の経営は、自分の付属
の病院でうまくいったのであります
が、現在は付属の病院が昔のように経
営上うまくいってありません。そこで
今大体五万円程度であります。それで
いうようなわずから五万円くらいの月謝
ではどうして大学がまかない切れない
現状があり、また一方においては文部
省の方からやましく定員数を言われ
てゐる関係上、私立の医科大学は非常
に経営困難な事情もあつて、とかくの
うわさもあるわけでございます。こ
ういふ点と考へあわせて、おそらく私立
大学の理工学部も非常に科学が進展し
ました関係上、機械設備なども古く
なつて新しい設備を入れなければなら
ぬような状態になつておると思ひま
す。そういうような関係上国立の学校
でまかなえないところは私立学校でま
かなねるために、何らかの方法で私
学の方面を救う道はないか。松永さん
は私立大学を出ておられますから御存
じだらうと思ひますが、そういうよう
な私学の理工学部、医学部方面の収容
のことに對して、文部省は積極的に補
助を与える考へはあるかないか、また
何らかの形をとらなければ——私たち
は私学が経営困難になつてゐる今日、
何らかの手を打つてほしいと思ふので
ありますが、大臣はどういう御所見を
持つておられますか、お伺ひしたいと
思ひます。

○松永国務大臣 御指摘になりました
その趣旨については全く同感の点が多
いのでございます。官立公立でまかな
い切れない点を私学が非常に協力して
くれまして、そしていろいろ時勢に
応ずるような教育をやつてくれているこ
とは御承知の通りであります。しかし
ながらこれに對して、仰せの通りその
まま放置しておきますと、私学も非常
な経営難で、学生の月謝のみに依存し
てやつておりましたもなかなか経営困
難なことは私どもよく承知してござい
ます。従つて特に理科、工科等の推進に
つきましてはいろいろ私学の方とも協
議いたしまして、三十三年度の予算で
はざつと二億円ばかりを補助費として
出して、そして私学の科学技術系
統への切りかえ並びに文部省の意図に
對して協力してもらうための費用とし
て計上してゐるような次第でありま
す。これはまだまだ足りませんけれど
も、しかしながらまず初年度といいたし
ましてはこのくらいで十分やつていけ
るというふうな私学側の意見もありま
したので、これで不満足ながら出発を
しようということに大体私学側の方と
も協議が成り立つてゐるわけでありま
す。従つて右申し上げるような科学技
術教育の振興の私学側の協力もまず滞
りなく進行することができるとはな
いかというふうに出ております。

○佐藤(観)委員 大臣がそういう理解
があるものでこれ以上は申しませんが、
国立の学校と並行してぜひ私学の関係
の方も国家としても文部省としても考
へていただきたいということをお願い
しておきます。

なおこれは大学局長にお尋ねするの
であります。久留米の大学及び大阪
外語の学校の定員数とか、どういふ方法
でやりになるかというふうなことに

ついで、簡単なことでいいですか
ら、構想を承わつておきたいと思ひま
す。

○緒方政府委員 まず久留米の工業短
期大学でございますが、以前の工業専
門学校のありました場所に、先ほど大
臣から御説明がありました通り設置
したわけであります。これは終戦後九
州大学の分校として利用されてお
りましたけれども、その後分校が福岡の方
に引き揚げましたので、跡は九州大学
の研究所が一部使つておりましたけれ
ども、大部分の施設あるいは設備が
残つてそのまゝになつております。こ
れを利用いたしまして新しく短期大学
を設置したいというわけでございま
す。そしてこの学科数は二つ設けたい
と思ひます。機械科、工業化学の二
つであります。学生数はおの四十
名であります。合せて八十名であり
ます。まず来年度から設置いたします
のは短期大学でございますので、二年
制でございます。

御承知のように従來国立学校の短期
大学といひましては、勤労青年に對
します教育機関として、夜間三年制を
設けまして、これを国立大学に併設す
る形でやつて参つておりますが、この
久留米工業短期大学は全く独立の学校
でございます。従來の例を破つて新
しい型を作りたいという構想ござい
ます。これはいろいろはさらに旧制の
高等工業学校が果してございましたよ
うに、充実した中堅工業技術者を育成す
る学校機関として発達させていきたい
という構想はございまして、二年制の短期大
学、かようなことを考へております。
それからもう一つは、お尋ねの大阪

の外国短期大学でございますが、これは英語科、中国語科、イスパニア語科、この三学科でございます。学生数は英語科五十名、中国語科三十名、イスパニア語科三十名でありまして、総数百十名でございます。これは先ほど御説明しました従来の短期大学と同じでありまして、夜間三年制で、これは先ほど大臣から御説明のございましたように、実際に貿易業務に従事しております実務者の資質向上と申しますか、そういう面での学校を活用していきたいという趣旨でありまして、大阪外国語大学に併置いたして進めていく構想でございます。大体以上でございます。

○佐藤(観)委員 せっかくできた以上は、内容を充実するような大学を作りたいと思つて、次に、昨年の四月二十三日、同僚の坂田委員から提案があつて、科学技術教育の振興及び教員の養成の機関について、実は満場一致の決議案が通過したわけでございます。そこでそのことについて文部大臣も非常に御熱心でございますが、私たちが喜んでおるわけでございますが、実は学芸大学の問題は、御承知のように二年制度というのがだんだんすたれて参りまして、今は学生の供給関係からいいますと、二年の課程を出した生徒では、もうほとんどその用をなさぬ。現在の科学技術教育が非常に盛んになった以上は、やはりどうしても四年制度の学校でない、一人前の先生になれないと思つて、たまたび御陳情申し上げたわけでございますが、愛知学芸大学以下、高田、池田それから小倉等の分校が問題になっておりますが、こういう

問題について文部大臣はどんな方法でこれを具体化したか、また、まづお尋ねしたいと思います。

○松永国務大臣 御指摘になりました点は、長い間非常に研究を議院においても重ねられて参りました。さらに仰せになりましたような決議も出ておることも承知いたしております。従つて何とかこれをその決議の趣旨に従つて具現化したいと思つて、いろいろやつてみたのでございますが、ちょうどまたまた昨年来御承知のように、科学技術教育の振興ということが力強く國民の間に世論として盛り上つて参りましたので、そうした各地に存在いたしておりますところの学芸大学と、それからさらにそうした大学における科学技術教育に必要な先生を養成する、こういう点もあるのじやなからうかと、いろいろな事柄から、実はそれぞれの専門の人々につくまなく調査をして、善処してもらつたというふうな考え方から、御承知のごとくこの三十三年度の予算に調査費として合計百万円を計上いたして、御協賛を仰ごうといたしております。これは右申し上げました間期的な科学技術教育の振興とさらに各地に存在いたしております学芸大学の処置について、どうすれば充実した先生を養成することができるとか、いろいろな点とらひ合せて、予算を要求いたしておるような次第であります。

○佐藤(観)委員 いろいろ御心配をかけておるわけでございますが、愛知県の場合は、愛知県会が決議をして、教育委員会も同様の決議をして、ぜひ四年制度にしていただきたい。これは大

学内の問題でなくて、やはりこれは政治的な問題にわたりますので、文部省がもつともお力を示して下さつて、しかるべく処置をしていただきたい。これは多年の問題でありまして、私たちは文教委員といたしまして、こういう問題が具体化されない、教育の機会均等という立場から、いろいろ不利な状態が出てきておるわけでございます。こういう点で緒方大学学術局長は現実の事情をよく知つておられますので、この問題は將來どういふふうな処置されるものであるか、またどういふような方法で何らかの明い見通しをつけられる方法があるのか、その点を緒方大学学術局長にお尋ねしたいと思います。

○緒方政府委員 教員養成大学学部の問題はいろいろ問題点がございまして、制度自体といたしましても改善しなければならぬ問題点が指摘されておりました。文部省といたしましては、御承知のように昨年来この制度の改善につきて、中央教育審議会に諮問をいたしまして、ただいま検討中でございます。問題として指摘されておりますことは、これは申すまでもございませう。新しい教員養成制度におきましては、その教員の特に義務教育における指導能力の点が一つございまして、いわゆる学力の問題、それから教員としての技術的な指導力の問題、それからもう一つは、教師としての信念の問題と申しますか、あるいは心がまえの問題、それらの点につきまして、今の制度でいかにどうかという根本的な問題が指摘されておるわけでございまして、やはり教師として養成をするという目的をはっきりした方向に改善すべ

きじゃないかという意見がありまして、それを中心として根本的な検討を今いたしておるような次第でございます。それからもう一つの問題といたしましては、需給調節の問題でございます。御承知のようにだんだん児童生徒数が減つて参る傾向がございまして、また一面教員構成がだんだん落ちついて参りまして、無資格者がだんだん少なくなつてくるというふうなこともございまして、やめる先生が少なくなる。従つてそういういろいろな要素がからみ合ひまして、需要面が少なくなつてくる。卒業生がなかなか就職できないという状況がございまして、これは需要と供給の調節が今の制度では十分うまくいっていません。従つてこれらの質の問題と量の問題の両方の問題を中心として検討いたしておるような次第でございます。

これらを検討いたしますと、どうしても大学の今後のあり方、あるいは設置単位の問題、現在では一府県に一大学を原則としておりますが、設置単位をどうするか、その際に、今お述べになりましたような分校の問題等も出てくるわけでございます。私どもとしては、全般の問題としてこれを十分よく検討しまして、全般の見通しを立てました上で、各大学の事情に応じた態度をとりたい。かように考えておるような次第でございます。

○佐藤(観)委員 実は先ほど大臣が言われましたように、科学技術のことから第一でありますので、これはおそれなく、内閣初中局長は来ておりませんが、将来科学教育を普及するのには、ひとり大学の研究ばかり大事にするのではなくて、やはり小学校、中学校の

理科教育というふうなものを、具体的にやらなければ、上の方だけやつても、下の方がよくなければ科学技術の全体は上らないと思つて、そういう点で、教員養成の大学はやはり二年制度のようなことでなくて、やはりそういうような先生を養成して、それから立ち上らなければ、真の科学教育の普及徹底はできないと思つて、そういう点について大学局長はどんなふうにお考えになっておるのか。私たちは、二年制度のような一時的なやり方では、もうすでに御承知のように短期大学の問題を文部省は今度構想されておられて、法案を出そうとされております。そういう点から考えまして、基礎的な教育を、小中学校の先生に対してこの際徹底した教育を行ななければ、真の科学教育というものの前途は私はだめだと思つてございまして、そういう点についてのお考えをただしたいと思つて。

○緒方政府委員 先ほど私が御説明いたした中に落した点でございまして、私どもといたしまして、二年課程で養成をするということにつきましては、不十分であると考へております。これは例外的に需要がまだ非常にある、たとえばこの前申し上げましたけれども、北海道のごときはさうでございますが、さうでない、需給が落ちついている、むしろ余つていふようなところがある、だんだん多くなつて参りますから、二年課程を存置することにございまして、非常な問題があると存じております。やはり四年間みつしりと教育をした先生でなければ、今御指摘のように、特に科学技術教育の振興という観点から申しま

して、不十分であるということが言えると思ひます。さうな点から申しまして、各二年課程につきましては、漸次これを四年課程に移していくというようなことが必要だと存じますが、その際に先ほど申し上げましたように、需給の問題がありまして、その土地土地の養成数をどういうふうに押えていくかというところが、これに関連して問題になってくると存じております。従来文部省がとつて参つておりますのは、二年課程を減少し、そうしてそれを四年課程に――大体半数くらいを四年課程に振りかえていく、こういう方向で参つております。しかし先ほど申し上げましたように、これはもう少し根本的に検討を加えて、はつきりした対策を今後きめていかなければならないものと存じております。

○佐藤(観)委員 実はこの学芸大学の問題についてわれわれ――竹尾君はなかりましたたが、実は坂田委員あるいは並木委員など一諸に、各地を具体的に見て参りました。まだそのほかの委員の方も現地を見てこられましたたが、実際の場合、教員の養成の学校というものは、御承知のように需給関係がありまして、地理的あるいは伝統的ないろいろな問題があつて、それが派閥というふうな問題で、いろいろ問題を引き上げております。現に私どもの愛知県でも、そういうふうな懸念が絶対にないとは申せません。しかし戦後大学の制度が変更されて、そのためにいろいろ問題があらわれましたけれども、逐次これは解消されてきました。今国の予算の關係上いろいろの点に金が必要なきに、国がやたらに予算を出すというところはなかなか困難な事情があるこ

とは私は承知しておりますが、しかし設備のある学校で、しかも需給関係のあるような、そういうようなところならば、やはり逐次これを整備していただきたいといふ考えのわけですが、私は名古屋ではありませぬけれども、名古屋のように百五十万も人口のあるところに、学芸大学の四年制が置かれるというそんなばかなことは常識上考えでもないわけですが、しかもつばな設備があつて、愛知県の全体の三分の二の教員を必要とするようなところに四年制度がないというふうなわけでありま。今のような状態を考へていくと、将来小中学校の生徒には非常に優秀な者が少くなる。私の選挙区に一宮というところがありますが、ここには正規の四年制を出た人が全教員の二割、十五人しかいないというふうな現象が出ております。これはゆゆしき問題であります。実は地元から何とかしてもらいたいという非常に強い陳情があるわけでありま。このままでいったならば、非常に学力が低下するのではないかと、私たちが地方にいくたびに現在文教委員をやつておりますので、責められるわけでありま。私たちが何もしないことを言つてただでこねるわけではありませぬ。今の稲田次官が局長当時名古屋に來てもらいましたたが、実際にそういう問題にからんで、こういう問題を等閑に付さないで、文部省自身が積極的に何らか具体的な対策を講じていただきたいと思ひます。並木君、坂田君も現場を見ていただきましたので、十分御存じでございますが、ただ地理的な問題は、御承知のように両方から陳情がありまして、いろいろ關係当局も困り

ますけれども、しかし公平な立場から何らかの方法を講じなければ、だんだん一方に偏して学力が低下するようない懸念があるわけでございます。私たちは、師範科あるいは学芸大学を出たものではありませぬけれども、公平な立場からこれを善処するのは、やはり地元でどうしようやることはできません。やはりどうしても文部省が高い見地に立つて、そうしてこれを処理していただくたいというふうには私は考へるわけでございます。自分のところだけよくしよう、そういうけちな考へではなしに、将来の学芸大学の問題あるいは大学の教養学部の問題は、科学技術教育と関連して大きな問題になると思ひますのでございすが、こういう点について文部大臣はどういう所見を持っておられるか、一つその点お聞かせ願ひたいと思ひます。

○松永國務大臣 御指摘になりましたその理由は、われわれ全部賛成でございます。先ほど来仰せになりました通り、科学技術教育を振興するには大学だけではいかぬ、ピラミッドの一番頂点だけを幾らやつてみたつて何にもならない。ピラミッドの下から積み上げてこなければならぬ。すなわち小学校、中学校の時代から科学技術の基礎教育をやつていかなければならぬ。理科、数学等をやはり培養していつて、そうしてそれが大学となり大学院となつてちつと差しかえのないような基礎教育をすでに小学校、中学校時代にやつておかなければならぬというふうな仰せもつとも、文部当局といいたしましてその趣旨に従つて今いろいろな計画を立てておるのでございます。従つて仰せになりましたよう

の問題を云々されておる以上は、やはり戦後重大な問題として絶えず文部省を悩ましておる問題でございすが、どうか一つ、この問題についての具体的な、しかも抜本的な対策を講じていただきたいまして、一つ教育に對して後顧の憂いのないやうにやつていただくことをお願いいたしまして、私の質疑を終ります。

○河野(正)委員長代理 永山忠則君。

○永山委員 ただいま大臣は、今度の予算で、教員養成充実に關する調査費を組んでおるから、委員会側によつて十分一つ実情を調査して万全を期したいという御言葉をいただいたのでございすが、大体の委員会の構想並びに現在教員養成学部あるいは教員養成機關の充実問題については、中央教育審議会においても審議をされておるのでございすが、それとの関連性についてはどういうふうにお考へておりますか。

○緒方政府委員 中央教育審議会に諮問をいたしまして、今審議中でございすが、これは先ほど申し上げましたように、制度の基本問題をやるわけでございます。このたび調査費によりまして調査をいたすということは、各大学の問題のありますところにつきまして、個々の問題、各大学の事情を十分調査をいたしたい、こういうことでございす。従ひまして、その間に若干性格が違ふと思ひます。

(河野(正)委員長代理 退席、佐藤(観)委員長代理 出席)

○永山委員 この調査会の委員会側によつて個々の問題を研究するというところでございすが、その委員会の構想はまだおきめになっておりませ

した各地に存在いたしておりますところの教員養成学部、これについてどういう処置をとるか、しかもそういったりつぱな学部、りつぱな校舎があり施設があるのに、それを遊ばせておくということはもったいない話であるばかりでなく、当面の必要として迫られてゐる科学技術教育の教員養成の一端にもしなけりやならぬのじゃないかというふうな考へ方から、御承知のやうに今度委員会を新たに設置いたしまして、そうしてそれに對した面に対する専門家、エキスパートの人々にたくさん委員に入つてもらつて、そうして各地の、仰せになりましたやうな問題を解決すると同時に、科学技術教育を基礎的にどういうふうにしていくかということもあわせて研究したいというふうな考へて予算を請求しておるやうな次第でございす。予算が、もし御協賛を得ましてとれましたら、いたずらに予算を眠らせておくというやうなことは絶対にいたしません。早急に一つ着手するつもりでございす。御了承願ひます。

○佐藤(観)委員 大臣に私たちが言うのは釈迦に説法でありますから、これ以上申しませんが、四月二十二日の坂田委員の決議案は、私たち国会議員として三回も実はうまくいかなかつて、非常に苦心に苦心を重ねて、全会一致の決議案になつたわけでありま。法律ではございせんから、これをたてにどうしようかというところは言ひませんけれども、院議をもつて、全会一致というところになつておる決議案でございす。科学技術教育と同時に、教員養成の機關もこの際、すでに文部省は先ほど申しましたやうに、短期大学

んか。

○諸方政府委員 これはまだ十分確定いたしてありませんが、予算成立の上はすみやかに実施に着手したいと思っております。十分検討した上で考えをまとめたいと思います。

○永山委員 個々の大学の実情をよく検討し、しかも中央教育審議会の制度に関する根本問題とあわせて、十分万遺憾なきを期したいという考え方には共鳴いたすものでございますが、この委員会の構成等に関しまして、高い見地から、きわめて公平に妥当に構成をされて結論を得られることを要望いたしておきます。

この際、佐藤委員から申されましたように、院議で満場一致決議されました、この伝統と歴史を尊重して、一県一校主義にとられず、地方の実情をよくしんじやくしてやるのだという院議尊重に對しましては、十分御配慮をいたしたいと思つたのでございますが、念のために大臣にさらにその点をお聞きいたしておきたいと思つた。

○松永國務大臣 もちろん院議を尊重せなければならぬということは重々心得ております。しかしながら、御承知のようないろいろな環境の変遷によりまして、新たな考え方をせなければならぬ点もあります。従つて、先ほど佐藤委員からの御質問にお答えしたように、科学技術教育の振興等にとらみ合せて、そうして教員養成の上に万全を期したいというふうに考えておる次第であります。

○永山委員 ただいまお言葉にございましたように、時代の進展とともに、あらゆる面を総合して御研究をいたしていくというお言葉を承りました。

で、さらにお尋ねいたしたいことは、先年大学を各大学ごとに中央集権的に統合しようという考え方のもとに、統合案というものが出ておった。その統合案というものは、すでにきわめて古い数年前の社会実情を中心にできまして一県一校主義の統合案でございます。その後においての社会情勢すべてが変化いたしておるのでございますので、ただいまの文部大臣のお言葉によりまして、大学を一県一校主義に統合しようという考え方にとられず、その後の実情等を十分勘案してやるというお言葉であると拝承いたしましたのでございますが、その点はいかがでございますか。

○松永國務大臣 御指摘の通りでございます。実は四、五年前に県内一カ所に統合しようという企てをしたときは、それがその実情に沿うことであつたと思ひますが、今日ではそうばかりにいかぬ点もあります。さらにまた、県内におきましても、やはりその地方々々のいろいろな特異性があります。その特異性を生かしていくということも教育の上に考えられることじやなからうかというふうにも考えております。しかし、こうした問題は、あけて委員会合の議題の主要な研究問題となるであらうと存じております。必ず適当な方策がでることと信じておる次第であります。

○永山委員 今なお教育方面において中央集権的な考え方が、大学の首脳部その他教育の指導的立場の者に相当根強く考えられておるのであります。その理由はいろいろございしますが、中央集権的に一校に統合することによりまして、非常に教育内容が向上するのだ

という点、さらにもう一つは、経費が節減されるのだという関係であります。すなわち教育内容の向上ということは、優秀なる先生を多数擁してありますので、それによりまして相互にその人材及び教授の交流ができるから、やはり中央集権的に集中いたしておることが、よほど教育内容を向上させていくのだ。また経済面からいいますと、分散をしておくことは設備の点から見ましても、あるいは教員の配置上、県内を担当していく県単旅費というのがあるわけでありまして、いわゆる各大学並びに分校へ教授に回つて行かねばならぬというような旅費も要することになる。また従つて先生の配置も重複する点もあるので、能率的でないというふうな点で非常に費用がたかさん要する。だから経費の面から見て、あるいは教育内容の向上の点から見て、これは中央集権的なものがいいという考え方が強く存在いたしておるわけでありまして、なお、事実上教職にある人は大都會で生活することが自分の教養上さらに勉強する上から見て、あるいは子供の教育の面から見て、生活環境から見て、文化生活から見て、あるいは一番中心の都市におること、今なお中央集権的な考え方がございすけれども、しかしこの中央集権的な考え方を、われわれはどこまでも経済的な理由とか、あるいはそこにおける先生の生活環境の問題とかいうような関係だけを中心に考えるべきではない。すなわち最も取まされざる辺境の地にも国民が存在をしておるのでございすから、国民全部の幸福から見ましても、地方々々に学校が存在してお

て、ことに教育養成機関においては、県の中心だけでなしに、適当なところに教育センターがありまして、そこを中心付近の教育をすべて全体のレベルを高めていく。またその付近の先生がその教育センターを中心に絶えず練成をして、付近全体の先生の教育程度を高めていくというふうな点から見まして、また県民の全体からいいますと中央集権的であつてはいけません。また国民の全体からいいますれば、東京中心だけであつてはいけません。国民全部の幸福を考へて国民全部の教育の全体のレベルを上げていくというふうな観点から見まして、中央集権的な考え方を排除して、適当な地区を教育養成機関として、そこを教育センターとして全体の教育のレベルを上げていく、先生の教養度を高めていくことが望ましいという考え方が、一県一校主義にとられず、さらに伝統と歴史をととぶものであるというようにわれわれは考へておるのでございすが、この点に關する大臣の所見を承りたいのであります。

○松永國務大臣 永山さんの仰せになつたことはまことに仰せの通りだと思つたのであります。ことに私も、東京が中心である。そうしていわゆる中央集権的な学制をしくというところは戒めなければならぬことだと考えております。それぞれの地方々々に御承知の通り一県一大学がございす。従つてそのそれぞれの県々で、その地方の特異性を生かしていく、そしてその学校に勉強するところの青年層の人々も、その特異性のもとにやはり教育を受け

ていくということが望ましいことだと思つておる。しかしながら現状は何といたしましても東京々々というふうなみんな青年層があげて大学に参ります。これは御承知の通り、長い間東京に大学がありまして、これが學問の中央部になつておりますために、勉強するのには東京だ、東京だというので、私もその通り、東京々々といつて目ざして過去に來られ、今日でもその趨勢は見えております。だがしかし、それは何に起因するかというと、やはりその学校々々のそれぞれの校風と申しますか、経歴と申しますか、歴史と申しますか、それがものを言つておるのだと思ひます。従つて地方にありま

その学校の各大学を、りつぱな大学にして、そしておのずからそれに權威を持たせるというふうなことにいたしますれば、先ほど来申し上げておりますように、その地方々々の青年が、東京に集まらないでもよろしい、大阪に集まらないでもよろしい、大坂に集まらないでもよろしいというふうになる。従つて私どもの理想といたしましては、右申し上げる通り、各地方々々にありますところの大学で、りつぱな大学教育を施すようにしたいというふうに考へておるのがわれわれの考え方でございます。なお各県々々において、やはり中央集権的な施設をしておるところがある。大学の集まつておるところがあります。そういう点は必要上各地方々々に散在しておりますその必要性を考へて、処置しなければならぬというふうに考へております。

○永山委員 私は今問題になつております広島大学の三原分校の件について例証を申し上げたいのでございす。いわゆる中央集権的な考え方だけな

思つておる。しかしながら現状は何といたしましても東京々々というふうなみんな青年層があげて大学に参ります。これは御承知の通り、長い間東京に大学がありまして、これが學問の中央部になつておりますために、勉強するのには東京だ、東京だというので、私もその通り、東京々々といつて目ざして過去に來られ、今日でもその趨勢は見えております。だがしかし、それは何に起因するかというと、やはりその学校々々のそれぞれの校風と申しますか、経歴と申しますか、歴史と申しますか、それがものを言つておるのだと思ひます。従つて地方にありま

思つておる。しかしながら現状は何といたしましても東京々々というふうなみんな青年層があげて大学に参ります。これは御承知の通り、長い間東京に大学がありまして、これが學問の中央部になつておりますために、勉強するのには東京だ、東京だというので、私もその通り、東京々々といつて目ざして過去に來られ、今日でもその趨勢は見えております。だがしかし、それは何に起因するかというと、やはりその学校々々のそれぞれの校風と申しますか、経歴と申しますか、歴史と申しますか、それがものを言つておるのだと思ひます。従つて地方にありま

思つておる。しかしながら現状は何といたしましても東京々々というふうなみんな青年層があげて大学に参ります。これは御承知の通り、長い間東京に大学がありまして、これが學問の中央部になつておりますために、勉強するのには東京だ、東京だというので、私もその通り、東京々々といつて目ざして過去に來られ、今日でもその趨勢は見えております。だがしかし、それは何に起因するかというと、やはりその学校々々のそれぞれの校風と申しますか、経歴と申しますか、歴史と申しますか、それがものを言つておるのだと思ひます。従つて地方にありま

思つておる。しかしながら現状は何といたしましても東京々々というふうなみんな青年層があげて大学に参ります。これは御承知の通り、長い間東京に大学がありまして、これが學問の中央部になつておりますために、勉強するのには東京だ、東京だというので、私もその通り、東京々々といつて目ざして過去に來られ、今日でもその趨勢は見えております。だがしかし、それは何に起因するかというと、やはりその学校々々のそれぞれの校風と申しますか、経歴と申しますか、歴史と申しますか、それがものを言つておるのだと思ひます。従つて地方にありま

しに、伝統と歴史をととんで、そして一県一校にとられず、教育行政機関は特に伝統のある地に存置することを考へるに願ひたいのであります。私は三原分校の件について事例を申し上げて、御意見をさらに承りたいと考えておるのですが、広島県は大県でございまして、中国山脈の背筋を北に控へ、山また山、それから南の瀬戸内海の島々を全部持つておるのであります。この山間僻地と離島振興法で、今回さらに恵れざる電灯のないところに、電灯をつけてやろうという法律ができておるのですが、こういう島々まで達しておるものであります。こういう地形の状態のところである広島県の東部三原に、教育養成機関がございまして、その教育養成機関を卒業した先生が非常に優秀なる成績を持つておるのであります。これは二年課程でございまして、将来四年課程へぜひ持つていかねばならぬという考え方で、われわれは構想を進めておりますが、二年課程でありながら——これはあまり内容的には申し上げられぬのでございまして、県教員の採用の試験があるものであります。この教員採用試験を見ましたならば、一番平均点の成績がいいのであります。その点数まで申し上げることはどうかと思うのでありますけれども、大学の四年課程を経てきた者よりは、教段優秀なる成績をもつてパスいたしておるのであります。そして山間僻地あるいは島の奥地で一生涯教育に専念をいたし、模範の学校を作り、模範の教育を行う先生として非常に尊敬されておるのであります。そういうように先生自身が、——卒業生がいだけではないにそこを中心につ

近の先生が練成を続けられておるのであります。あらゆる講習会、研修会をやっておるのでございます。ことに付属小学校がございまして、その機関を通じて、また先生を中心にして練成を続けておるのでございますから、付近全体の教育レベルが非常に高く、しかも文化が高いのでございます。われわれはそれはどういふ理由であるかというところについていろいろ検討いたしておるのでございますが、通学し得る範囲及び層が深いのであります。しかも経済的に悪くても勉強したい、大いに自分も知性を伸ばしていきたいという燃え上った生徒が多く集まるのであります。そういう関係におきまして非常なる成績を上げておるのでございます。今日なおこの時代に至りましても教育の機会均等主義は行われていない。こういうような経済的に悪いところの、しかも優秀なる将来伸びる生徒を機会均等的に養成をする、教育をしてやるということが今なおできていないというところに対して、非常に遺憾に思う。しかしこれらの層を三原分校はある程度まで吸収をいたしておるものであります。やはり広島市へ集中するということではないに、三原市に一つ教育養成機関があるということが、教育機会均等の不備を補正しておるのではないかとこのように考えておるのでございます。この機会に、教育の機会均等主義によりまして、さらに言葉をかえて教育の社会保障制度を政府はどう考へておるか。今日高等学校へもなお行けないところの層が四割五分ないし五割に近いものがあるのであります。そういうような経済的に恵まれぬ層の中にむしろ優秀なる人がたくさんある

のであります。それらの皆さんの教育をぐんぐん伸ばすために、政府はどういう抜本的な施策をなさつておるのであるか。そういうようなこともぜひにおいて、ただいたすに学校の経済的な理由で、文部省の経費を削減するたに大蔵省から強く圧力をかけられ、あるいはまた先生の生活環境というようなことで、中央集権的に統合をされるということに対しては、われわれは断固反対をいたしておるものでございまして、それに対しては今回育英資金法の改正によって五千人の英才教育をやるというふうなお考えを持つておられるのでありますけれども、そういうふうな微温的な、微々たる考えであつては教育の機会均等、あるいはほんとうに恵まれざる経済におられるところの子弟の教育を、その分に応じて伸ばすというふうなことはできないのではないかとこのことを私は非常に残念に思う。社会保障制度を確立するということは、まず教育からである。教育の社会保障制度の確立が第一だ。いやしくも非常に優秀なところの子供は幾らでも伸ばしてやるのだからというふうな考え方がなくてはならぬ。そういうふうな関係の人々を三原分校は自然に吸収をいたして教育をしておるのであります。やはり伝統と歴史をどうとぶというところは、そこにあるのだと思つておられます。そういうふうな伝統と歴史による教育のセンターが広島においては三カ所に分散をしております。当局の考えは如何でありますか。

この場合育英資金の中で、教員養成を目ざす者に対しては別ワクをもつてこれをやるというふうなお考えをお持ちでございますか。またこれに対する教育の機会均等あるいは経済的に恵まれざる者の教育を伸ばしてやるというところに対する根本問題についても所見を承りたいのであります。

○松永国務大臣 今の学芸大学とかもしくは先生志願の人々に優秀な人があつて別ワクで何か育英事業をやる考えがあるかというふうな御質問でありまして、これは実は今育英法の一部を改正いたしました。さらにワクを広げて一般的に貧乏なうちの子供でも、教育の機会均等にあずかるようにとんとん伸ばしていかうということに企てておることは御承知の通り。さらにこれは協賛を仰ぐということになるわけですが、しかしながらそのうちで、ただ単にその教員志願の人だけを別ワクでやるということは今日考えておりません。また考へておらぬばかりでなく、これは今実は教員の養育問題とからんで、一体どう処置すればいいかということ、専門家の意見を煩わしておるというのが実情でございます。従つて御指摘になりましたその広島県の問題、これはその地方々々で相当の、やはりある以上上の意見を持つて熱望しておられる方々もあるもので、そういう地方の実情も勘案しまして、そうしてあとにできる委員会に一つ諮問をして適切したいというふうな考へております。

なお先ほど申し上げました育英会の奨学金のことではありますが、これは別ワクは全然ないことはあります。その別ワクは、それは今まで奨学生として採用しておつた人のほかに、優秀な頭を持った学生で、家貧なるがためにその向学の志を達することができな

いというふうな青年に対して、今度この育英法を改正してもらつて、五千人だけ、これは別ワクです。そうしてとんとん引き上げていこうというふうな計画を立てておる次第でございます。

○緒方政府委員 育英奨学金の問題でございまして、教育奨学生に對しまして、今大臣からもお話がございましたように、別ワクといたしましては、一般大学奨学生のほかにとつております。これは率から申しまして、一般の大学生よりも高くいたしております。一般の大学生のワクは、在学生のうちのおよそ二〇%でございまして、これも、教育関係の奨学生につきましては、これを四〇%にいたしております。

○永山委員 今度の優秀なる生徒に対する特別措置でございまして、それはやはりただいまのような教育関係の方の率を多くとるといふお考えでございまして、

○緒方政府委員 これもただいま大臣から御説明がございました通りに、これは別ワクとしては考へておりません。

○永山委員 旧来教員養成の関係の師範学校では別途県が費用を支出いたしまして、優秀なる先生を養成し、さらに教育に将来専念するという心がまえの士を、しかも経済的に悪い層も含めて、深い層から教員を養成をいたしておりましたので、そのため中学校よりもより以上優秀なる人物を得たのであります。何といつても教育がもとでございまして、別途今回の優秀なる生徒に對する特別措置は率をよくされまして、将来はますますこれを拡大をさるべきであ

ります。今日やはりお医者の方の關係は、これと同じように別途法律を設けて、こういうような特別措置をとっておりまして、将来の教員養成に對してもお考えをめぐらされまして、いわゆる私が基本的に質問をいたしまして、わたしの教育の機会均等、恵まれざる層の英才をいかに伸ばすかということに對しての一助ともされることを私は希望いたしますと同時に、さらに教員養成に對して、ただいま大臣は、生徒の数が移動する關係上、教員養成機関があるいは縮小するのではないかと、いったような氣持が受け取られるのでございまして、われわれは政府が構想されておる學級定員法と今後の教員養成機関との問題に關してお伺いをいたしたいのでございます。

學級定員法を、漸次にし詰め教育を解消して、理想化するという方面に持っていくならば、今日の教員養成機関を縮小するというようなことは毛頭考えなくていいのだ、あるいはむしろこれを合理的に拡充していいのではないかと、こういうことを考えておるのでございますが、これに對するお考えはいかがでございますか。

○緒方政府委員 全体の傾向といたしましては、教員の需要の傾向としては、先ほどもちょっと申し上げましたが、教員構成がだんだん質がよくなつております。つまり無資格者の率がだんだん少なくなつておりますのが一つ、それからそういうことで教員構成が落ちついておりますので、やめる人が非常に少なくなつておるといのが現状であります。そういう面からいまして、現在では需給がつり合つていない、卒業生が出ましても就職がで

きないという現象が起つております。しかし今お話のように、今後教員定数を拡充いたします等の措置を講じます場合には、その要素も十分考へて、需要を計算しなければならぬと思ひます。それらのことは十分含めまして今後研究いたしたいと思ひます。

○永山委員 ことに今度の調査会があるいは中央教育審議會で御研究をいただかねばならぬことは、教員養成の学部を出た者の優先採用でございまして、何としても教育に専念しようという心がまえで入学をいたし、それに専念しておるのでございまして、これは優先採用するのだという考へ方と、同時にし詰め學級定員を漸次に理想化していくのだということをあわせてお考への上で、教員養成機関の縮小どころかむしろ充実に御研究にならなくてはならぬにもかかわらず、そういうようなことは考へずに、ただ二年過程のものとは考へずに、ただ二年過程のものとは考へずに、漸次に四年過程にするのだというようなことで、いたすに二年過程の縮小に狂奔するという感じがな

きにもあらず。これらの根本的な問題と總合して二年過程というものが考へられねばならぬのでございまして、この審議を見ずして、この調査を見ずして、ただ二年過程のものをやめるといふことに拍車をかけるというやうなことがあつてはならぬと思ひます。ございしますが、このし詰め教育の解消による學級定員の理想化、さらに優先採用等を勘案し、調査会並びに教育審議會の意見等を相俟つて、そうしてしかる後に教員の養成の二年過程の数等に對して慎重を期せらるべきであると思ひますが、この点に對する御意見を伺ひたいと思ひます。

○緒方政府委員 優先採用のお話でございしますが、これは先ほども何べんも申し上げましたけれども、中央教育審議會で今検討いたしておりますのは、教員養成制度そのものをどうするか。現在の考へ方としましては、ある程度計画養成しなければならぬではないか。ただいまのように質の上でも量の上でも、いわば無計画に養成するといふことではいけないのでございまして、計画養成の方向に進むべきであらうといふことになつてきつたのでございまして、そういうふうな計画養成をするといふことになりまして、どうしても計画養成をいたしました者に優先的に採用していく、こういうことになるかと存じます。昔の師範学校教育の弊は十分避けなければならぬと、今のままではいけないであらう、こういう批判から、制度そのものの検討が行われておる次第であります。

○永山委員 それでは中央教育審議會の答申は、いつごろまでに出すやうな御方針にされておるのであります。○緒方政府委員 この見通しはちよつと非常にむずかしい問題でございまして、まだ途中でございまして、なるべく急いで結論を出してもらいたいと思ひておりますけれども、いつごろまでといふことを今日申し上げる段階になつておりません。

○永山委員 それでは本年度の教員養成に關しまして二年過程をどういうやうに少なくするか、どういうやうに教員養成を計画を持ってくるかといふことに間に合はぬのではないかと。私はすみやかにこれが結論を得て、やはり計画養成の線を少くとも三十三年度から実行されるやうに特に督促をされなければならぬと思ひます。そういう

ばならぬと思ひます。そういうやうなことをし、ただ二年課程というものがどうも評判が悪いからといふやうなことで、これをどんどんと募集を少くして、あるいは募集を少なくして自然に廃校以外にないやうな、いかつたやうな、そういう募集によつて重大なる学校の統廃合へ追いつくといふやうなことは、私はそういう策を持つことはなかつたと思ひますけれども、そういうことは断じてあつてはならぬと思ひますが、この点はいかがですか。

○緒方政府委員 いろいろお述べになりましたやうな点は十分勘案いたしまして、制度の検討をすみやかにやりたいて思ひております。その上で根本的な態度をきめなければならぬと思ひます。少くとも今日におきましては、根本的な方針がきまらずには、原則として現状でいきたいと思ひております。

○永山委員 私が特に教員養成の機関を出したところの先生を優先的に採用してもらいたいといふことを申し上げますことは、今日各大学を出ました人々が、優秀なる会社その他官公署へ就職をやつてみたけれども、どうもうまくいかなかつたといふやうな關係の残りの——そういうことを申し上げることはちよつと強過ぎるかもしれませんが、まあ行くところがないから教員になろう、しかもそういうやうな大学へ行く人は家庭的に恵まれております。そういう關係で、また地方の社会的地位に恵まれておる人との關係が強いのであります。そういうやうな政治的な強い動き等をもちまして、そうして

せつかく教員を目ざして専念しようとして就職を求めておりながら、そういう關係に強ひられて就職が困つておるといふやうな非常な不合理が出ておるのであります。そういう試験の結果を見ますと、やはり教員養成の學校を出た者がきつて成績はよろしい、将来採用後においても成績がよろしいといふやうな状態でございまして、優先採用といふ点についても十分御考慮いたさますと同時に、やはり教員養成は計画性をもち、しかも調査会の結論をすみやかに出されて、そうしてその線においてやるというやうな正合に進めてもらいたいのでござい

ます。これらの点に關してさらに一点だけお尋ねいたしておきたいことは、優秀なる教員を養成するのだといふことであるならば、お医者さんがやつておるやうなインターン制、少くとも六カ月ないし一年ぐらいの教員養成の練成期間を設ける必要はないか、あるいは今日専科大學を設けられようとしておるのでございまして、高等学校と今の二年課程を一緒にしたところの五年課程ですが、さらに一年延ばして、高等学校と一緒にした六年制の教育専科大學を設置する考へ方はないかどうかを承りたいのであります。

○緒方政府委員 何か実習のためのインターン制のお考へでございましてけれども、現在私どもの考へておりますことの中には、現在の制度、やり方では教員の實習が非常に少い、これはもう少し強化しなければならぬじゃないかと考へて出しております。しかし卒業しましたあとの実習制度というのは考へておりません。

○緒方政府委員 何か実習のためのインターン制のお考へでございましてけれども、現在私どもの考へておりますことの中には、現在の制度、やり方では教員の實習が非常に少い、これはもう少し強化しなければならぬじゃないかと考へて出しております。しかし卒業しましたあとの実習制度というのは考へておりません。

それからもう一つ、將來専科大学、五年制で養成制度を考えたらどうかという点でございますが、これも慎重に考慮すべき問題で、私も私としては、やはり基本は、四年制の大学で養成するものが建前であらうと思っております、その観点からすると、中学校から入ります五年制の制度で教員を養成する方向にはいかないのではないかと思います。

○池田(議)委員 関連して、大臣と局長にお伺いしますけれども、去る二十六年会の本会議において、院議をもって決定せられました教員養成機関の改善と充実に並びに理数科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案、この決議案について私も実は第二十七国会で大臣がちょうど御都合が悪かったので、文部事務次官と政府から官房長官の出席を運営委員会を求めて、院議をもって決定されたものの扱い方について政府の態度をたてました。この決議案につきましては、これは当然深甚なる考慮を払い、あらゆる措置を講じたい、あらゆる措置とはどういうことか、それはこの決議案の趣旨に沿うように、予算上の措置なり行政上の指導なりそういうことをいたしたい、こういう御返事がありました。このことは大臣も局長も御了承のことでございますが、いかがでしょうか。まずこのことを伺っておきます。

○松永国務大臣 御指摘になりました点はよく承知いたしております。さらにまた仰せになりました院議も承知いたしております。何とかこれを尊重して、そうして院議に沿うようにやっていかん限りやらぬというふうに努力はいたして参っております。

○諸方政府委員 承知いたしております。○池田(議)委員 そこで、私の伺い知るところでは、本年度予算におきましてもこれに対する調査研究のために費目を計上しておる、こういうふうにしておりまして、この内訳は、どういう形において表明されておるのでございましょうか。

○諸方政府委員 これは百万円計上しておりますが、そのうち教員養成制度についての調査につきましては五十万円を充てております。それで、これは特定の学校を対象として考えておるわけではございませんで、問題のありまして、特に分校を設置しております大学について十分実情を調査したい、こういう考えております。

○池田(議)委員 そこで、実は本委員会でもいろいろともう長きにわたって議論が行われ、質問も行われ、当局側の回答も出ておるわけですから、私は繰り返して申しませんが、今日当面している問題といたしましては、いろいろ他の委員からも申し上げておったように、教員養成機関の二年制というものは全く実情に即さない。そうして受け入れる方も、この二年課程の先生ではもう受け入れられない。だから一応そのクラスが、A級、B級、C級とあれば、A級でないものは一応その資格をとつても事実はその職につくことができない、あたふた英才をむなしくしておる、もう一つ上級のコースにいくのは経済的に恵まれておらない、こういうような不合理はすみやかに是正すべきである。そこでこれは先ほど永山委員からも述べられておったようですが、やはり学校設置に対する文部省の

画一的な方針というものを、時宜に依りて、必要に応じてそのときの客観情勢に即応するよう、即応する態勢というものは、あなた方としてもこれをお認めになるかどうか、これはいかがでしょうか。

○松永国務大臣 仰せのことをよく承知いたしておりますので、その客観情勢に沿うて実現したいというふうに考へまして、今御指摘になりましたような調査費も予算に計上したような次第でございます。

○池田(議)委員 そういたしますと、この際私は特に申し上げたいことは、実は第二十七国会でも、名前は特に申し上げませんが、いろいろな決議案が上程されようとして、またされたものもございまして。その際、かつて帝國議會の時代ならいざ知らず、今日は憲法の示すところによつて、國權の最高機關である、このことを憲法は明示しておるのでございまして。かつては國民も制度も、三権分立とはいはれども、立法府といふものについては政府みずからの判断を持って、これに大きな制約を加えておる。すなわち対等に評価されておらなかつた。今日は國民の代表は國會である。天皇にあらはす。國民の代表は國會にあり、また國の法律を定めるた一つの機關は國會であるというこのことを明記しております。その國會の院議をもって可決されたものを、過去においてこれを尊重されておらないというならば、今後他の決議案といえども、そういう院議を無視するがごとき決議案は、断じて私どもはこれに同意できない、こういうことを主張した。従つてそれに基づき、それでは今まで院

議をもつて可決されたところの決議案の趣旨にまだ沿わざるものは何と何があるか。その結果政府関係からそれそれの人を呼んで、その所信のほどを聞いたのであります。このことは先ほど私が冒頭に申し述べましたその中の一項に、文部省所管のことであつた。

このことはただいま大臣のお答えをもつて、皆さんが御努力なさつておるということをおもひながらやぶさかではございません。ただ私どもとしては、こういう経過をたどつたものについて、文部省はほんとうに責任を持つてこれを實現し得るかという、決意のほどをお伺いすれば私としては足りますのであります。重ねて一つ大臣なり局長のこれに対する決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○松永国務大臣 仰せになりましたその院議を何とかして實現したいというふうに考へまして、そうしていろいろ昨年来計画を重ねてきておつたのでございまして、何とかいたしまして、事教育に関する問題であるばかりでなく、その地元々々においてもそれぞれ異なる論も承つております。しかし異論があつたやうな客観情勢に従つてやり直したやうな客観情勢に従つてやり直さなければいけません。御承知のように科学技術教育振興に関する世論も相当高まつてきております。さらにまた三十三年度予算に、御承知の通り科学技術教育振興に対するいろいろな予算も協賛をお願いしている。従つてそうしたいろいろな施設を完備するためにも、やはり教育養成の面において、科学技術教育を教育する先生を、りっぱな先生にしなければならぬ必要もあるのではな

いかというふうな点とにらみ合せて、そうして専門家に研究をしてもらうために委員会を作りたい。そうしてその委員会が十分研究してもらつて、そして實現したいという氣持で予算に會議費を一つ計上したような次第であります。

○諸方政府委員 衆議院の決議は、教育養成制度を根本的に検討して、それを改善するといふ御趣旨でございまして。これは教育上非常に大きな重要な問題でございまして、私も私も鋭意努めておる次第でございます。

○池田(議)委員 そこで今大臣のお答の中にもありました、それぞれ地域においてはそれぞれ特殊な事情がある。私もこれを認めます。しかしその場合においては、私は教育の充実に刷新であり強化である。そのことを大学にはなるほど自治はあります。私も私も大学の自治を侵そうと思いません。同時に學問の自由を侵そうと思いません。けれども學校の内容をよく知り、さらにそれを充実にするということについては、特定の學校がこれに対して異論を唱えたり、他に學校がふえる、ちやうど、ひどいことを申せば、隣のうちに蔵ができるのは悲しいといふやうな、そういうやうな方であつては、ほんとうに教育の充実に刷新強化といふことは實現できないのです。そういうものは、大学の自治に名をかきつて、人の出世をうらやむものであつて、人の出世をうらやむものではない。今日予算上においてそういうものが、本が反対をす

すが、そういうものは文部省としてはどういうような行政指導をなさる決意がありましようか。たとえば今大臣なり局長の申されておる、中教審にかけその答申を待つ、その結果かくあらねばならぬ、こうすべしというところの結論を得た場合には、片々たるところの議論はあるけれども、文部省としては断固としてこれを行政指導をもつて、英断をもって実現する決意があるかどうか伺いたいのであります。

○松永国務大臣 いろいろなその地方地方における主観的の考え方や主張は、私はそう重要視する必要はないと思ひます。しかし仰せになりました大学の自治制、これは法律上自治制がしかれておるのでありますからやむを得ぬといたしまして、しかし先ほど来申し上げる通り、専門家の意見は聞いて、そしてこうすべきだということが確定いたしますれば、それに基いてわれわれは善処するということは、強い決心を持っております。

○池田(通)委員 私はもうくどく申し上げません。この点については大臣なり局長は十分意を体して、そうして国の教育の刷新と強化のためには、あらゆる障害があろうとも英断をもつて一つこれを実現していただきたい。こういうことを特に私は希望申し上げまして終ります。

○永山委員 ちょっと一点私は関連しまして、各県の実情によりまして、学芸大学の分離をいたしたい、独立をしたいというような場合におきましては、これをどういうようにお取扱ひになられますか。いわゆる学芸大学教育学部の分離でございます。いわゆる教員養成機関を大学から独立してやりた

いという考え方の構想に対する御意見を承わっておきたいのであります。

○緒方政府委員 これは同じように大きな問題でございまして、軽々に考えを申し上げる段階ではないと思ひます。少くとも計画的な養成の方向には進むべきであるということを考へております。現在学芸大学として単科大学のところは七校ございまして、あとは教育大学あるいは学芸学部としまして、総合大学の中の一学部として付設されております。これを教育学部、学芸学部といたしまして、他学部と総合して教員を養成しておるのが現状でございますけれども、この養成の仕方につきまして、今申しましたように改善すべき点が多々あると思ひまして、この点の検討をいたしておるのが現状でございます。全部の大学から教育学部を引き離しまして単科大学にするかどうかということは、これは非常に大きな問題でございまして、軽々に申し上げかねると思ひます。

○永山委員 学芸部を独立してやるということが望ましいということを県の実情に応じて申し出たような場合においては、十分一つそこで計画養成の線と相総合して御研究をお願いを申し上げたいということを申して、私の質問を終りたいと思ひます。

○佐藤(観)委員長代理 河野正君。○河野(正)委員 わが国におきまして科学技術の振興がきわめて急務だといふことは、論を待たない事実でございます。なおまた大臣も今日まで、この点につきましてはしばしば強調せられておるところでございます。すなわちこの一つの現われというものが、今日の理工科系学生千七十四名の増員と

なり、あるいはまた科学技術庁におきましては、科学最高会議の設置というものもを発表するといふふうな実情になったと思ふのでございます。今私どもが三十三年度の予算をながめてみましてもわかりますように、原子力関係は、昨年の六十億に比へまして、本年は一挙に百十二億という、約二倍近い予算が計上されておるわけでござい

ます。一方、文部省関係の科学技術教育関係の予算をながめてみましても、大体十五億増額され、百三十二億に達しておるといわれております。このように、今や科学技術の振興という言葉は、日本の合言葉となったといふふう

に申し上げても過言ではないと思ふのでございます。しかしながら、私どもがよく考えてみなければならぬことは、それがちょうど線香花火のように、一時的な科学振興ブームと申しま

すか、そういったブームに終つてはならぬといふことだと思ふのでござい

ます。以下いろいろ御質問いたしたい点がございまして、こゝういった点に對します大臣の御所感をまず伺つておきたいと思ひます。

○松永国務大臣 河野君の仰せになりましたように、これを本年度だけのブームに終らせるというふうなことは、とんでもないことであります。私どもはこれを初年度として、そうして来年度、再来年ずつと進めていきた

い。そして最後には――最後はいつまでいくかわかりませんが、とにかく第一期といたしましては、いわゆる経済五年計画の最終年度、三十七年度

には、社会の要求に応じるように一つ全部完備したいというふうに考へて、計画を進めておる次第でござい

ます。○河野(正)委員 ただいま大臣の、本年を第一年度として、五年計画で逐年その充実をはかつていきたいという御答弁は、了といたしますけれども、今日起つて参つておりますいろいろの現象、たとえば本年度の国立大学の志望者を眺めてみましても、理工科系統に志望者が殺到してゐる。また一方、いろいろな予算の面をながめて参りましても、中身につきましてはまた異論

がございまして、一応それぞれば増額というふうな状況を見ておるといふようなことで、けつこうだと思ふのでござい

ます。○河野(正)委員 ただいま局長の方からでもけつこうでござい

ますから、お伺いをいたしたいと思ひます。

○緒方政府委員 来年度の予算におきまして、教育研究費をいたしましては四十億を計上いたしております。これは国立学校、病院、研究所、合わせた計数を申し上げておるわけでござい

ますが、約四十億でございます。前年度に比へまして五億二千百万円の増でございます。中身を申し上げますと、特に理工科系に重点を置きまして、学科制の大学におきまして二〇%の増をはかりました。他は五%の増でございます。

それから次に教育研究の経費費としましての経費の一つとして、学生経費がござい

ますが、これは来年度十二億を計上いたしております。前年度に比へまして一億七千二百萬の増でございます。それから設備であります

けでございます。そういうた努力をしていただきたために私さらに一、一の例をあげて御参考のために御指摘をいたしておきたいと思ひます。

それは、科学技術の振興ということを一枚看板として強くこの問題をうたいます限りにおいては、やはり予算の中にも重点的な考え方、重点的な姿というものが表われてこなければならぬというふうに思ふわけでございます。

ところが残念でございますけれども、先ほどもちよつと触れましたが、今日の予算の狀態を一覧いたしましたもわ

かりますように、なるほど先ほど局長からもいろいろ数字をあげての御説明がございました、けっこうでございませうけれども、その数字の状態をながめてみまするとどうも総体的な傾向のあることを私ども指摘をいたさなければならぬというふうに思うわけでございします。なるほど各項目ごとに少しずつ増額されておるといふことは、先ほど局長からも御説明のあつた通りでございします。しかしながら、少くとも、科学技術を重点的に強く推し進めていく、こういうふうには大臣がお考えになりませう。

す以上は、やはりこの問題がどこかで重点的に予算面におきましても考慮されなければならぬということになろうかと思うわけでございます。ところがどうも総花式で、どれにもこれにも少しずつ入れておるといふふうな実情を私どもながめて参りまして、この点はまことに残念に思うのでございます。そこで先ほどもたびたび触れましたが、こういった科学技術に対しましては、やはり当局が何と申し上げましても、科学技術教育に、対しまする真の理解と認識を持っていたかなければ

ば、その実を上げるといふことは私はきわめて困難であるといふふうに申し上げます。ところがそういう理解と認識に欠けておる、そういう事柄が私は一つの原因にもなっていると思ふのでございますが、今日日本におきまするいろいろな優秀な科学者がたくさんおられますけれども、そういう優秀な科学者といふものがほとんど外国に出て行ってしまうといふふうな状態にあること、これも大臣御承知の通りだろうといふふうに考えております。あまりいふので、そこでこういう笑話がございます。どういふ話かと申し上げますと、外国の研究室において、日本の基がはやって困るといふふうな笑話、話が今日いろいろ伝えられておるといふふうなことも聞くわけでございますが、これはやはり日本の優秀な科学者といふものがほとんど外国に留学に行く、そのためにさき申しましたような笑えぬような、外国の研究室あるいは研究所で暮がはやってきたという話も出ておるわけでありますが、こういう実情に對しまして大臣がどのようなお考えになつておられるのか、この点も私はきわめて重大なことでございますので、大臣の率直な御意見を承わつておきたいと思ひます。

○松永国務大臣 御指摘になりましたような点も、承知いたしております。そこで何となく優遇方を講じなければいかぬといふことは、ほんとうに痛感しているところでもあります。諸外国の学者との間に待遇方法において、格段の差がある。さらに諸外国ばかりじゃない。日本の戦前の教授、先生、そういう人々との間でも、今日の貨幣価値からいつても、まことに少な過ぎるといふふうに考えておる。しかしながらなかなかこれは三十三年度で何とかしようと思つてもがいてみましたけれども、御承知のような財政状態では一べんにいきません。三十四年度あたりになりますれば、そうした研究費とかあるいは待遇とかといふことも是正されるようにしてはならぬといふふうな次第であります。なかなか思う通りには本年度は参りません。その点一つ御承知おきを願ひます。

○河野正委員 ただいま大臣からいろいろ実情に對しまする今後の善処に對しまするお話がございました。私もぜひともそういう善処を行なつていただきたいといふふうにいひながら、私どもも御承知のようによろしく、私も先ほど申し上げましたように、たとえば昨年度におきまして文化勲章の受賞者でございます小平博士、あるいはその他日本で著名な数学者あるいは物理学者、こういった人々がほとんど外国に出て行く。しかも一べん外国に出て参りますと、なかなか日本に帰つて来ようといふふうな傾向がない。一べん外国に出て参りますといふと、どうも外国の方が十分研究ができる、科学者に対する待遇もよろしいといふふうなことで、日本に帰つて来るという気持ちがなかなかないといふふうな傾向が今日非常に強く出ておる。さつき大臣もそういう点につきまして若干触れられ將來に對しまする善処方を御表明になりましたので、私もその点につきましては大

たしておりますが、どうかこういういた科学者に対する有利な地位あるいは生活条件、こういったものをやはり与えていただかなければ、私は眞の科学技術の振興の成果といふものは上げることができないといふようなことを強調したいと思ひます。その点に對しましては十分御善処を願ひたいと思ひます。

それからさらに、結論的に申し上げてみたいと思ひますが、それは今日日本におきましても、かつて戦時中また終戦直後におきましても、科学振興政策といふものが一つのスローガンとして強く掲げられたわけでございます。ところが振り返つてみましても、こういった科学振興政策といふものが時の政府の政策として強く掲げられたのでございまして、結果的にながめて参りますと、そのスローガンといふものがすべて絵にかいたもちに終つておるような感じがするわけでございまして、そこで私もはさういふ政策が強く打ち出される以上は、やはりその政策といふものを完全に実行し、完全なる成果を上げていただかなければならぬといふふうに考えるわけでございまして、私も、この科学振興政策はまた科学者、こういったものに對しまする理解と認識といふものを十分徹底せしめ、眞剣に科学技術の具体策と取り組まなければならぬのではないかと考えておる。さつき大臣がしつぱ科学技術といふことを強調されておりますけれども、これがまた絵にかいたもちに帰してしまふといふふうなおそれなしともしないわけでございまして、從つて冒頭

に私が御指摘申し上げましたように、今回も単に科学振興ブーム、そのブームに終らしめることなく、やはりその成果といふものを最大に上げていただかなければならぬといふことを強くいねがうわけでございまして、最終的にこゝろを對しまする大臣の總括的な御所見を承わつておきたいと思ひます。

○松永国務大臣 御指摘になりましたように、こうした科学技術教育の振興を単にブームに終せるようなことがあつては、これは大へんなことであると思ひます。申すまでもなく、原子力時代といわれオートメーション時代といわれ、さらに宇宙時代といわれ、おきまされる今日、日本だけが諸外国に取り残されては生存することはできません。でありますから、やはり月に日に進んでおるこの現状に即応するように、これはもうどうしても日本の教育を根柢から改革していかなければならぬといふふうに、強い決心をするわけであります。私も毎日毎日これではいかぬといふことを強く感じます。青年の人々が就職難で追われておる。これは実際河野さんあたりも御承知のことと思ひますが、私も家の家へ履歴書を持って飛び込んでくのは、科学技術の学校を卒業したものは一人もございせん。全部法文系であります。しかもこの三月に卒業する人が予定がきまつておらぬといふばかりじゃございせん。去年卒業した人も、はなはだしきに至つてはおととし卒業した人あたりも、履歴書を持って飛び込んで参ります。現に私は今ここに持つてきております。けさも出がけに持つてきておりますが、とても法文

系を出た人を入れるといつたつて入れるところなんかありません。けれども、まあ選挙も近まるという、(笑) いろいろな考え方から何とか一つではせぬかといふ考えで預つておるような次第、それはこの法文系を何とか――御承知のように、今日では法文系が七割、お医者さんといふか医学生を入れた科学技術が三割、これでは法文系が就職難に陥るのは無理がない。そこでこの四月の入学期から――去年のままでいいとすれば、失業者の卵をわれわれ政府が作るような結果になつてしまふ。そこでこれをせめて七・三をあべこべの比率に切りかえることができれば、五分々々もしくはそれに近い数字にこぎつきたいと思ひます。昨年来努力を続けてきたのであります。おかげさまで三十三年度予算を協賛していただくことができたといひます。と、本年度から国立、公立だけでもざつと千七百人以上の入学生を新たに入れることができるばかりでなく、各私立大学でもそれに即応するように協力をしてくれておりますので、相當その方面に学生も流れ込んでいく。従つて先ほど申し上げました通り、経済五年計画の最終年度にはやはり八千人くらいの科学技術の卒業生がふえることになりまして、従つて法文系がなくなつて、この方に転換ができるというふうに、まああつかうな希望を認めながら努力をしておるような次第でございます。今後もちやうな情勢が消費よりはむしろ生産に進展していくことは想像するにたかくございせん。従つて私はさうした時代にお

系を出た人を入れるといつたつて入れるところなんかありません。けれども、まあ選挙も近まるという、(笑) いろいろな考え方から何とか一つではせぬかといふ考えで預つておるような次第、それはこの法文系を何とか――御承知のように、今日では法文系が七割、お医者さんといふか医学生を入れた科学技術が三割、これでは法文系が就職難に陥るのは無理がない。そこでこの四月の入学期から――去年のままでいいとすれば、失業者の卵をわれわれ政府が作るような結果になつてしまふ。そこでこれをせめて七・三をあべこべの比率に切りかえることができれば、五分々々もしくはそれに近い数字にこぎつきたいと思ひます。昨年来努力を続けてきたのであります。おかげさまで三十三年度予算を協賛していただくことができたといひます。と、本年度から国立、公立だけでもざつと千七百人以上の入学生を新たに入れることができるばかりでなく、各私立大学でもそれに即応するように協力をしてくれておりますので、相當その方面に学生も流れ込んでいく。従つて先ほど申し上げました通り、経済五年計画の最終年度にはやはり八千人くらいの科学技術の卒業生がふえることになりまして、従つて法文系がなくなつて、この方に転換ができるというふうに、まああつかうな希望を認めながら努力をしておるような次第でございます。今後もちやうな情勢が消費よりはむしろ生産に進展していくことは想像するにたかくございせん。従つて私はさうした時代にお

○佐藤(觀)委員長代理 次に文教行政
 に関し調査を進めます。質疑の通告が
 ありますから順次これを許します。
 山中貞則君。

○山中委員 初中局長に申し上げますが、昨今伝えられるところによりますと、勤務評定の話し合いの問題あるいはその他の問題に関連をいたしまして、入試事務の拒否の問題が報道され、現在がたまたま入學試験のシーズンでございますから、直接関係のあります者、ない者に関係なく、世人の耳目を驚動しておるといっても過言でないのですが、そういう事實は教育行政の上にまことにゆゆしい問題であると考えますので、福岡、兵庫その他について、初中局長が現在までに入手もしくは調査されました経過についてとりあえず御報告を願いたいと思います。

○内藤政府委員 福岡県におきましては、先般来勤務評定を実施するなら入学試験事務を拒否する、こういうこととで話し合いが行われておったようでございます。いろいろと経過はございますけれども、昨日の会議できまりましたことは、入学試験の事務はやる、そのかわり勤務評定については抜き打ちにはやらないというのが第一項でございます。第二点は、四月中には勤務評定は実施しない、こういう覚書を交換いたしましたして、入学試験の事務を行うということに決定いたしましたわけでございます。

それから和歌山県に入學試験事務拒否の問題が起きておりますけれども、これはちよつと性質が違うのでございまして、しかしその根底にはあるいは関連があるかとも思いますが、表面に出ております理由は、和歌山県は従来

小学区制をとっておりました。小学区制と申しますのは、一学校に一学区といたのであります。しかし小学区制を固執いたしますと、かえって教育の機会均等が破れるという場合もあり得ますので和歌山県は中学区にいたしたいというので、教育委員会は中学区制を決定して実施することにしたのですが、これに対しまして入学試験の事務を拒否しまして、和歌山県の場合には試験受付期日を延期いたしました。

本年度はとりあえず学区区制を認めまして、今後審議会を設けて学区区制のあり方について検討する、こういうような覚書をいたしました、この問題が一応片づいたのであります。

○山中委員　今の報告は非常に概略でございしますが、この福岡の問題について覚書が交換されている、もちろん県教育委員会との間にかわされたものと思いますが、その協定の内容は、評定は抜き打ち実施しないということ並びに具体的には四月中には行わないということ等を条件として、入試事務に應ずるということがきまったようなお話であります。兵庫その他については自

なりません。従つてこの福岡の問題について局長よりいま少し経過を具体的に報告してもらいたいと思います。

○内藤政府委員 教育委員会もこの問題に対しては当初非常に強い態度をとっておりまして、入学試験事務を拒

否するなら、業務命令を出しても入学試験事務は遂行するというような態度をとっていたようでございます。その後たびたび折衝の結果今申したような結論でたしか昨日だったと思います。が、覚書の交換をした、こういうように聞いております。

○山中委員 大臣にお尋ねいたしますが、ただいま局長より概略の経過報告が行われました。この事件は実ははなはだ重大な事件だと私は考えるのであります。そこで大臣の見解をあらためて伺いすることにいたすわけであります。私が、私は今さらここで勤務評定の可否を論議するために立ったのでは実はないのであります。勤務評定は当然社会人である限り、何らかの形において、たばこ屋のおかみさんから八百屋のおやじさんまで、全部が社会人としての評定を受けて生活しておるの

えらるべきでありましようが、単にビ
ケを張ったり、すわり込みをやった
り、あるわはストをやったるとき
は、自分たちも労働者であるというこ
とを主張しながら、一方においては教
職員の特権を主張してその中に閉じこ

もること、これは勤務評定拒否という具体的な問題として世人が認めないであらうということが、おおむねその前提になっていると私どもは考えるのでありますが、このようなことを議題にいたしました、ただいま局長の報告にありましたような、いわゆる日ソ交渉

において、漁期が、はつきり日にちがきまつて迫ってくる、それを見越して魚とりに出ないわけにはいかないだろう、平和条約をからめる、あるいはオホーツク海の全面禁漁を主張するというような、ソ連のやつておるような、いかにも見えすいたようなこの入試事務の拒否という問題を聞きまして、私は非常に遺憾に思うのですが、その点最高の責任者たる大臣のお考えを承わりたいと思います。

○松永国務大臣　御指摘になりました通りに、この問題はまことに重大な問

題で、困った問題だと思っております。幸いにして、今局長が御答弁申し上げた通り円満に解決ができてまして、まことによかったというふうに胸なでよろしておるような次第なのでございます。しかしながら仰せになりました通り、入試事務と勤務評定とは何の関係もございません。勤務評定のことをここでいろいろ申し上げようという気持はございませんが、しかし入試事務を拒否した結果、一番迷惑をこうむるものは入学生徒であります。そのため、そうしたいろいろな政治上の争い

と申しますか、こうした争いのために、肝心の学校に入らなければならぬ子供たちに非常な迷惑をかけるということ、私は当局といたしまして非常に心配をいたしておるのでございます。今局長のお話し申し上げた通り、幸いにして事なきを得たことをまことに喜んでおる次第であります。従つてこの問題についてまあ責任というところまでいかずに済んだということは喜んでおる次第でございますが、こうしたできごとも、やはりこれは先生方に理解させることが徹底しなかつたの

じゃないか。それは御承知のように、勤務評定のような問題は、これは都道府県が指導性を持っておりまして、私の方はわき役でございますから、直接に私の方が飛び出していったって理解をさせるというようなことまではいたしませんけれども、しかしながら、そうした面から考えてみまして、やはりもつと理解させて、そうして納得させるような手はなかったものかというふうに考えておる次第でございます。しかしながら幸いにして、まずまず入試に事なきを得ましたことは非常にけっこう

なことだと喜んでおる次第でございます。

○山中委員 もちろん申し上げるまでもなく、教育というものは形よりも内容でございます。形は落ちついたかも知れませんが、その問題が何ら罪のない、しかも当然試験を受ける権利を持つております子供たちに与えた影響というものは、これは非常に大きいと思はるものであります。そういうことを考えますと、大臣がただいま胸なでおろしたとおっしゃいますが、私は結局入試事務拒否という法外なる問題をふっかつたことによりまして、やむなく県の教育委員会はそれを最終的にのんだという形にはならぬかも知れませんが、勤務評定というものを、条件を二つつけることによって、覚書交換をもってその問題の始末をせざるを得なかった。まことに私はその具体的な事実というものがありません以上は、胸なでおろす段階よりもっと大きな問題ではないかと実は思うのであります。現在入試問題につきましては、裏口入学の子供に与える悪影響、あるいは父兄に与える悪影響、あるいはそれに伴う金額等によりまして、子供たちの運命が左右されるやのごとき——主として私立学校であります、風評等の与える悪影響というようなことから、大きな問題が現在入試についてありますにもかわらず、その以前の問題として、入試事務そのものが純粹に教育の場から離れたものとして取引をされていくということ、私はこれは非常に大きな問題だと思ひます。ことに教職員組合は、法に定められた交渉団体ではないことは大臣も御承知の通りでありまして、団体交渉権を持つて

いないと私は判断をいたしております。当然法的にそうであるはずであります。もちろんしかし先生方や教育

の場の問題等についての共通の問題について苦情を述べ、あるいは不平不満等を処理するについての話し合いが持たるべきことは、これはまた組合を結成いたしております以上当然なことでありましようが、またわれわれとしても、ことに文部行政に、党は違つても席を持ちますことは、教育の改善、条件の向上、先生方の教育者としての身分の保障について深甚なる興味と、そして積極的な協力の意味をもつておることにおいて劣るものではないと思はれますが、このような教育本来のものを離れて、私どもがどうして無視し得ないと思はれるようなできごとに対しまして、私どもはまたあらためて私どもの考え方というものを、実は正しいものであるとしての前提において持つておるのであります。でありますから、私はこのような問題について、片づいたとはいひましても、片づくに當つて、当然条件や覚書等が、勤務評定に關してなされるべきでなかつたにもかかわらずなされております現状を、あるいはまたその結論以前に大きな問題を投げ与えております紛争の過程等において、文部省直接の事務責任事項でないからといって、いたずらに傍觀しておられるがごとき態度というものは、私は責任を責める前に、教育の良心というものから考へて、最高の責任者としてあるいは最高の責任ある文部省としてこれはとるべき態度じゃなかつた、積極的に文部省の意向を表明し、これは關係をもつて論議するべき問題でないことを大臣談話等において表明され

て決して私は行き過ぎでなかつたと思はるものであります。その点についての御見解を伺いたいと思ひます。

○松永國務大臣 御指摘になりましたような点につきましては、ようやと片づいてしまふよかつたということをし上げたわけですが、しかし今後こうした問題についての研究をいたしまして、そうしてどういふ手を打つかということ、善処してみたいというふうな考へております。

○山中委員 ただいまの問題について、事務責任者としての局長の御意見を伺いたしたいと思います。

○内藤政府委員 福岡県の事態に對しては、私どもも非常に憂慮しておつたのであります。御承知の通り勤務評定については私どもは組合と交渉すべき筋合いではない、教職員組合は御承知の通り給与、勤務時間その他の勤務条件に關し当局と交渉する事項でございますので、勤務評定そのものが組合との交渉事項にはならないという見解を私どもは示しまして指導いたして参つたのであります。いわんや入学試験事務との關連においてこの点を討議させることは、父兄及び児童生徒に与える影響がはなはだありますので、好ましくないという見解をとつておつたのであります。十分福岡県にも御注意を申し上げておつたのであります。途中で先ほど申したように、この問題に對して福岡県教育委員会は相當強い態度で業務命令まで出してゐると思ひます。しかしながら一方入学試験の実施状況の点を考慮されて、最後にはやむを得ずこのういふような協定を結ばれたと思はるでございますけれども、非常にこのこと

は遺憾に思つております。

○山中委員 これ以上申し上げませんが、あなた方文部省の役人に限らないであります。が、われわれが考へてつもらないことをやると思ふような問題には、非常に強硬に、表明する必要があると思へば、教育についてこそ最も大英断をもつて効果を十年、二十年の先に期待しなければならぬような問題に對して、ほんとうにその問題には生命を賭してしかるべきだと思ふような問題に對しては、案外あなた方は、そう思つていたかと問われれば答へるけれども、思つていただけであつて、何らの意思表示も行動もしないというういふことが間々あることを、私は率直に指摘しておきます。ですから文部省の教育の責任の場に職を奉じたならば、あなた方はみづからの教育の責任者としての良心に殉じて、その効果は一時的毀譽褒貶をこえて、やがて評価されるべきことがあることを信じて、正しいことについては正しい行動をとられるように私は要望しておきます。

いま一つ、日本の大新聞のある一つの新聞小説に、作者は石川達三氏であつたかと思ふのでありますが「人間の壁」という小説が連日掲載をされておること、これはもちろん皆方御承知のことでありましよう。私は小説というものは、これはフィクションも用ひますし、あるいはその人の自由なる思想、あるいは意思、機成等によつて、個人の自由においていかなる小説が書かれてもけつこうだと思ふ。ただし、今日ほど世界において日本は非常に高いレベルを誇つておりますが、マス・コミの異常な発達を遂げた時代において、新聞は單

なる新聞経営のための新聞ということ

を越えまして、公共の機関に準すべき非常に重要な立場を今日持つてつあります。昨日の本会議において放送法の一部改正における質疑応答等の中において、質問者もしくは答弁者の田中大臣より触れられました放送の發達等についての、いわゆる公器としての責任がだんだん高まつてきつてあることに論議がされたのであります。そのこと等に照らしましても、新聞も非常に貴重な國家形成、民族養成の大きな柱であることは、今日だれも疑うものはないと思ひます。でありますから、経営の方針、あるいはどのような小説が載らうが、そのこと自体は国家的な問題、ましてや直接突き詰めて言へば、教育的な大きな問題に、いかなる角度でもつて、いかなる目的をもつて書かれつあるかということについて、新聞社自体も当然考えた上のことであらうと思ひますが、そこで私が申し上げるのは、文部省は、先ほどから私が申し上げましたように、教育について、よかれあしかれ責任を問われたい、あるいは意見を聞かれたいとする責任のあるところでありましよう。日本の教育という問題について、あのような角度から数百万の人々の目に直接日常訴えていく小説が書かれていくことについて、何らの見解も持たれないものであらうか、私はまずこれを疑問に思ふのであります。大臣から御意見を承りたいと思ひます。

○松永國務大臣 私は話には聞いたことはありますけれども、その小説を見たことがないのであります。ことにこのごろの小説を書く人は、いたずらに

想像でいろんなことを書いておりますので、それで私は小説はあまり見る気にもなりません、見ておらぬのが事実であります。しかし御指摘になりましたようなことがあるとすれば、一べん一つその小説を読んでもたいというふうに思います。

○山中委員 これはものの言い方をうっかり間違えたと、言論の自由、報道の自由に対して干渉するということになりかねない問題でありますから、慎重なる御見解の表明はけっこうであります。あるいは大臣が実際上小説を読んでもおられない、それもまたけっこうであります。しかし私が申し上げるのは、実はこの小説は架空のことばかり書いてあるのではないのでございまして、国会の、時の大臣の清瀬一郎氏の氏名を明らかに文部大臣の氏名として、委員会における速記録、もしくは本会議の速記録等がそのまま抜粋引用されて、しかもその問題について、筆者をして、すなわち石川氏をして言わしむるならば、非常に活躍された日本教育界の恩人であるとも称せらるべき——これは筆者の考えですが、議員各位が、委員会その他において発言されたことも抜粋をされておるのであります。私が抜粋と申し上げるのは、そのことに関連をいたしまして起りました諸種の不幸事件、たとえば参議院において乱闘事件等が起りました、法のさばきを告訴によって仰ぐというような具体的な事例等が起ったこと等は触れずということでありまして、あるいは、従って筆者が考えて不利だと思ふような速記録等は落してございまして、そういうようなことで、速記が実は抜粋してあります。このこと

は直接文部省そのものに関係はありますまいが、しかし知っておいていただきたいということとは、委員会の会議録その他の参考資料の類は、何人もこれを議院の外に持ち出すことはできないと書いてあります。覚えておいていただきたいと思ひます。持ち出すことはできないのです。しかし現実には持ち出されておる証拠は、もちろん小説に何月何日の文部委員会において、あるいは本会議においてと明記し、そうして文部大臣清瀬一郎君の発言、あるいは質問者某君の発言、詳細に都合のいいところだけ抜粋してございまして、でありますから、もちろんこのような衆議院規則の五十八条くらいはじゅうりんとされておることは、これは前提として認めざるを得ないのであります。原則が法規においてこのように定められておるものが、そのまま抜粋されて、さきに言ったような角度から組み立てられて、權威ある国会というものの描写がその小説においてなされておるのであります。これが毎日々々その新聞の読者を通じて國民の間に、興味ある小説の中のできごとでありまして、そのまゝ無条件に無批判に、なるほどそうであったのかという受け入れ方がされていくことは、これは私は間違ひないと思ふ。このような事実をさらににつけ加えて申し上げますから、大臣の御見解を更に承わりたいと思ひます。

やはり配付されますから、それを借りて見られて、それを引証して小説ができたのかもしれません。しかしいすれにいたしましても、御指摘になりました問題ですから、一つ研究してみたいと思ひます。私も読んでみます。そうしてさらにそれについて善処したいというふうに考えております。

○山中委員 別段御善処されるようなこともありませんが、しかし当然その問題について自分自身の責任者としての考え等を持っておられることにおいて、あるいは私的な、あるいは半公的な場合等において新聞記者の方々の良心に訴える方法もありましようし、あるいはその他の方法というものが当然あり得ることでありましようから、別段どういう善処をせよということとを私は申し上げておるのではないのであります。うっかりいたしますと、あなたの文部大臣のときの速記録が、また再びだれかの手によって新聞小説となつて、毎日々々あなたを苦しめるにさうす日がないとも限りませんから、その点で一つ御勉強を賜わりたいと思ひます。私はこの問題について別途の角度で別の場所でもあらためて考えてみたい問題だと思つておる次第であります。

以上をもつて打ち切ります。

○佐藤委員 委員長代理 河野正君。

○河野(正)委員 すでに御承知だと思ひますけれども、今次の戦争で動員学徒のうち、戦時災害による犠牲者というものが、死亡者数をあげますと九千六百七十一名、なおまたたきわめて高度な傷害を残しました犠牲者が八百六十名、傷害が直接の原因となりまして病氣になられた学徒が二千三十名、これは

昭和三十六年十一月における文部省の発表でございまして、これは直接戦争によります被害者でございまして、そのほか、たとえば工場でクレールあるいは旋盤、こういった作業中に、事故に基きまして死亡された方、あるいはまたそのために傷病を受けられた方、こういった方々を合計いたしますならば、これは実におびただしい数に上るのではなからうかというのを私も推定いたしますのでございまして、こういった問題は、きわめて大きな社会的あるいはまた道義的な問題であると思ひます。でございますが、こういった問題は一日も早く国家補償によつて、国の責任において何らかの解決が行なうべきではないか。ことに戦後十数年の間におきまして、かつての軍人軍属、戦役者の遺家族及び傷病者にとりましては援護の手が伸べられまして、次々とその援護の方法というものが改善されて参つておるといふふうな実情でございまして、学徒動員令に基きます犠牲者のみがとり残されるということとは断じてあつてはならぬというふうに考へるわけでございまして、そういった点につきまして、もちろん今国会におきましては遺家族援護法等若干の趣旨が盛り込まれたところの法案も出しておりますけれども、一応動員学徒につきましては文部省が所管でもございまして、こういった問題に對しましては大臣がどういったお考えで臨んでおられ、なおまた将来どういった考えで臨んでいかれようとするか、そういった点に對しまする御所感をまず承わつておきたいと思ひます。

○松永國務大臣 河野委員の御指摘になりました戦争中の勤労学徒の問題、

まことに御所論同感の点が多々あります。ことに若い学徒、青雲の志を抱いてそうして日常遠い将来に光明を認めながら働きつゝあつた人々が、あつた戦争のために犠牲になつてしまつた、まことにかわいそうにたえない。しかもそうした同じ列に置かれた人々のうちで何がしかの慰安の道を講じられた人々があるのに、ひとり勤労学徒においてはそのままになつておるということについては、これは私は何とかしなきゃならぬと思ひます。そういった法的根拠について一つ研究してみたいと存じます。さらにまた御指摘になりましたようにした学徒がどの程度何人か、どの程度何人くらいになつたかというふうな点も詳細に一つ調べてみたいと思ひます。もし局長がそうした調べをしておりますなら、局長からお答え申し上げてもよろしうございまして。

○河野(正)委員 ただいま大臣からきわめて適切なお言葉をいただきました。私どももそういうお言葉が今後次に具体的な施策となつて現われて参りますことをきわめて強く期待をいたすのでございまして。先ほどちよつと申し述べましたが、今国会におきましては戦傷病者遺家族援護法の改正というものが考慮されつゝあるようでございまして。こういった考慮が執られることにつきましては、まことに私は同慶の至りでございまして、しかしながらその中で私どもがただ遺憾に思ひますことは、この援護法の改正の中に盛り込まれております——なおまた今日審議中でございまして、最終的なものではないと思ひます。最終的なもので、さらにお尋ねを申し上げ、またいろいろ御努力をお願いしたいと思ひ

うのでございますが、それはこの援護法の改正の中におきまするいわゆる支給内容、あるいは支給期間というようなものにつきまして、私も若干の不満を表明せざるを得ないと思うのでございます。こういった点について大臣はどのようにお考えになっておられますのか、またその間におきまするいろいろな折衝におきまして、どのような努力が払われて参ったのか、一つお尋ねを申し上げたいと思います。

○松永国務大臣 御指摘になりました点は主官が厚生省でございます。それで厚生省でせつかく今鋭意研究を進めておるようでございます。なお厚生省だからといって決して責任を転嫁してんとしておるものではございませぬ。しかし私は実のところを申し上げますと、その内容をよく承知いたしておりません。局長がよく承知いたしておりますから、局長から弁答いたさせます。

○緒方政府委員 先ほど大臣からも御意向の表明がありました通り、私もといたしまして、さような不幸な方方に対しまする援護の手がなるべく厚くのべられまことを衷心より希望いたしております。ただ今後の現実の問題といたしましては、厚生省の方でまとめられまして予算と法律が今審議されておりますので、今日におきましては、政府といたしましてはその線で進むわけでございます。ただ今後におきましては、一般的な考え方といたしましては先ほどから申し上げた通りでございますが、内容のこまかい点につきましてはさらに法律の審議等で御審議をいただくことになると思ひます。

○河野(正)委員 実は厚生省もお呼び

したわけでございますけれども、おいででないでございまして、そこで文部省もやはり勤労学徒に対しましては当然責任を持つていたかなければならぬので、そういった意味でお尋ねをいたしておるわけでございますから、あらかじめ御了承願ひたいと思います。

ただ局長からも御指摘ございましたように、なるほど援護法が今日鋭意審議されておるといことは私も十分承知をいたしております。しかしながら先ほどちよつと申し上げましたように、その支給内容におきましては五〇%という制限がある、あるいは期間におきましては約五カ年間という制限があるのかのように私も仄聞をいたしております。そういった点と、せつかく私も期待いたしておりましたけれども、その内容と期間におきまして非常に他と均衡を欠く事実が生れて参りますので、この点につきましては十分一つ当局もお考え願ひて、今後厚生省とも鋭意折衝をやつていただくこと、少くとも折衝していただくことによつて、今日考えられておりますことに最も近づくように私も強く御要望を申し上げますのでござい

ます。

なおまた厚生省も御出席でございせんので、文部省当局に御要望を申し上げますたいと思ひます。具体的な例を申し上げますならば、先ほど申しましたような支給内容の問題、あるいは期間の問題、国立保護所に対しまする収容の問題、あるいはまた養子、養子等の支給の問題、あるいはまた患者の輸送の問題、こういったいろいろな要望があるわけでございすけれども、これを總括的に申し上げますならば、い

ゆる援護法の一般と同様な完全適用によつて、一般の援護の場合と均衡を失ふることがないように、こういった点につきましましては、先ほどから大臣からもいろいろと温情ある御趣旨が申し述べられましたので、そういう御趣旨に基いて、ぜひとも、均衡を欠くような、たとえば内容の制限とかあるいは期間の制限とか、あるいはまたいろいろ今日まで問題のございする養子、養子の支給につきましては、全額本人が負担しておるといような問題もございすので、そういった今日までの隘路を全面的に克服して、援護法の、一般と同様に完全なる適用を受けられますように、一つぜひとも遺憾なき努力をやつていただきたいということとを、厚生省が御出席でございせんので、十分一つ大臣にお願いし、私もその御努力に對しまして心からなる期待をささげておるといことを申し上げておきたいと思ひます。

それから先ほど大臣ちよつと申されたのでございすけれども、いろいろ犠牲者の数字その他については今後十分調査をいたしたいというようなことによつてございす。もちろんそれはその通りでございまして、私も十分なる調査を今後とも續けてやつていただきたい、そして完全な適用が行われるように努力していただきたいということをお要望申し上げるわけでございす。

そこでそういったことと関連することとでございす。先ほどちよつと私が御指摘申し上げましたように、昭和二十六年十一月の報告によりまして、実に膨大な生徒の諸君が犠牲になつておるのでございす。ところが

先般の委員会におきましても取り上げたのでございすけれども、御承知のように昭和二十年五月戦局がますます悲運の度を加えたとき、いわゆる戦時教育令が公布、実施されました。ここで学校の授業というものは全く廢止され、そして授業を受けないでも卒業証書をもらえんというふうな状態になつたことは、すでに御承知の通りでございす。そこで各学校におきましては、学校報國隊を組織して、それぞれ軍需工場に出向きまして、飛行機の部分品作りとか、あるいは軍服、大砲のたまり磨き、こういったいろいろな作業に従事をしていただいたのでございす。その際ももちろん若干の労賃と申しますか、賃金が支払われ、その支払われた賃金の中から何%かのものがけがをしたり、病氣をしりあるいは死亡したりした場合の弔慰金あるいは見舞金となる、そういったためにいわゆる積立金や賃金の中から何%か行われたということも、これまた先般の委員会でも御指摘申し上げました通りでございす。

ところが私どもの得ました資料によりますと、そういった生徒動員令によつて、それぞれ学校報國隊が軍需工場その他で作業して、そして賃金をもらつたというところで、いろいろ事故の場合にはその賃金の中から積み立てられ、見舞金ももらつたというところでございす。その結果がどうなつたかといふことを資料でながめて参りますと、青森県、秋田県、山形県、埼玉、神奈川、富山、岐阜、大阪、それから熊本、こういったところでは死亡者に対しまする弔慰金あるいは傷病見舞金、傷病見舞金というものが全然支払われておらないというやうな状況になつております。そういったと、さつきも御指摘申し上げましたように、ある者は軍需工場で汗を流し、血を流して、そして得たる賃金の中から一たん事ある場合のために賃金の一部を積み立てておきながら、ただいま申し上げる各県におきましては、全然弔慰金、見舞金あるいは傷病見舞金というものは支払つておらないというやうなことになるので、戦時教育令の実施によつて授業を放棄し、そして作業に従事し、しかも犠牲をこうむりながら、その犠牲に沿ひ得られなかつたといふことは、私は全く不可解千万といわなければならぬと思ひますのでございす。そういった事情に對しまして当局側はどういう判断をいたされておられますのか、その点に對しましてはこまかいこととでございすので、政府委員からでも御答を願ひたいと思ひます。

○緒方政府委員 前国会のとき、委員会におきまして河野委員からお尋ねがございしましたので、文部省としましては都道府県知事と教育委員会に對しまして照会をいたしたのであります。御指摘の学校報國隊に對しまする弔慰金のその後の取扱ひ方でございす。それによつて、なかなかな各府県でも詳細なことはわかつていないわけでございます。従ひまして私どもの方としましては、詳細にいろいろな項目を示しまして調査をいたしたのでございすけれども、なかなか正確な回答が出て参つていないのが実情でございす。私どもは知りたいと思ひましたことは、御

次に、一括経理したとすれば、その特別会計の残余金の額、または終戦後どのような経緯によってどう処理されたかというようなことにつきましても照会いたしました。これはほとんど不明というのでございまして、回答が参っております。

そこで若干資料がございますから、その資料を提示しつつ御質問を續けて参りたいと思いますが、たとえば広島、長崎では原子爆弾が投下されました、膨大な動員学徒の犠牲者が出ていることは常識的に判断ができます。文部省の統計によりまして、長崎、広島のはごさいませけれども、いすれにしても六千七百九十三名という動員学徒の諸君が原子爆弾の犠牲になつて倒れている。それから臨時恩給等調査会の資料によりまして、原子

百九十三名、文部省の資料によりま
ると六千七百九十三名、こういったよ
うな膨大な数が出ておりますにかかわ
らず、ただいま申し上げますように、
弔慰金を出しました数というのは、雪
にひとしいような数字であるわけで、
ざいですが、こういった点について、
いろいろ調査したけれども明らかでな
かったということでございますけれど
も、しかれば、こういった書類が提出
されたという事実につきましては、文
部省としてはどういうふうにお考えに

当時の混乱でございまして、援護会の支部から報告のなかった数字もございましょうから、正確とは申しかねますけれども、こういう数を一応は私どもの資料として持つておる次第であります。

○河野(正)委員　さらに申し添えておきたいと思いますが、たとえば奈良県、和歌山県、佐賀県、大分県、こういった各府県におきましては、若干の死亡弔慰金あるいは障害見舞金は出ておりますけれども、傷病見舞金は全然

れませんけれども、ごまかしのための
ような資料が作られておる。そういう
ことでこの問題を靠り去ろうとしてお
るというようなことにつきましては、
私も断じて承服して参るわけには参
らぬと考えております。たとえば大学
局長がさつきもおつしやいましたよう
に、全然その当時の人がおらぬとか、
全然その当時の資料がないというよう
なことでございますならば、これは一
歩下りまして別でございますけれど
も、先ほども申し上げますように、ほ

一七

する御所感を厚生省当局から承わつておきたいと思ひます。

○河野政府委員 勤労勲員されました学徒に對しまして、私も従来から関係をしておりました面は、御承知のように、戦没者遺族等援護法というのがございまして、これに基いて従来仕事をやって参つておるわけであります。同法におきます勲員学徒の取扱ひと申しますか、規定の内容といたしましては、従来その他の、たとえば徴用工であるとかあるいは満州開拓青年義勇隊であるとか、そういうふうな国との雇用関係のない人々で、何らかの意味において国の権力関係とのつながりのために戦争犠牲を受けた人々たちを一緒にの範疇に置きまして、俗に準軍属という総称をいたしておるわけでございますが、そういうふうな範疇を設けて、なくなつた方の御遺族に弔慰金を差し上げる、こういうふうな措置をとつて参つたわけであります。それにつきましては、従来から弔慰金だけを出すということでは足りないではないかというふうな御意見を、国会等においてもしばしば拝聴いたしておるわけでございます。たまたま今回恩給法の改正がございまして、それに伴つて援護法も改正をすることになつて参つたわけであります。ただいま申し上げました準軍属の処遇につきましても何らかの措置が必要ではないかというふうなことが、その改正の前提になりました臨時恩給等調査会においても慎重に御審議いただいた点でございまして、今回改正法案を本国会に御提案申し上げておる次第でございまして、内容等はすでに御承知かとも思ひます。

すが、簡単に申し上げますと、なくなつた方の御遺族に對しましては、先ほど申し上げましたように、従来三万円弔慰金を差し上げるといふだけにとどまつておつたわけでございまして、今回の改正が成立いたしますれば、軍属に差し上げる年金額の半額を五年間にわたつて差し上げる、こういうふうなことになる次第でございまして、なおただいま申し上げましたのは、なくなつた方の遺族に對する処遇であります。本人がけがをされましてまだ生存されております方々に對しましては、軍属に對します障害年金の半額を差し上げる、こういうふうなことをいいたしたいと考えておる次第でございまして、なお厚生医療であるとか、補装具の支給であるとか、あるいは国立保養所への入所というふうな措置につきましても、軍属と同様の処遇をするように今回の改正で盛り込んでおる次第でございまして。

○河野(正)委員 話が重複いたしますのでいろいろ申し上げませんが、いづれにいたしましていただいま御指摘がございましたように、その支給内容、それから期間の問題、五〇%と五九年間の問題、こういった問題につきましては勤労学徒の犠牲に報いるためには、私ははなはだ過少に過ぎるのではなからうかというところを考へるのでございまして、これは後ほど文部大臣からも厚生省当局に對しましていろいろ御要望等もあらうかと思ひます。先ほどお願い申し上げて大臣からも適切な御答弁をいただきましたので、後ほど折衝等があるかと思ひますが、そういった支給内容、制限期間の問題等につきましてはぜひとも善処をしていただきます。

○佐藤(觀)委員長代理 本日はこの程度とし、次会は明後十四日午前十時より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後二時五分散会

昭和三十三年三月十五日印刷

昭和三十三年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局